

# ブルガリア

## 商標法

2007年7月20日の官報第59号により改正

### 目次

#### 第I章 総則

- 第1条 主題
- 第2条 適用範囲
- 第3条 代理
- 第4条 手数料
- 第5条 標章国家登録簿
- 第5a条 周知標章及び高評標章に関する国家登録簿
- 第6条 地理的表示に関する国家登録簿
- 第7条 国家登録簿の縦覧
- 第8条 ファイル

#### 第II章 標章

##### 第I節 登録

- 第9条 定義
- 第10条 標章権の取得
- 第11条 登録についての絶対的拒絶理由
- 第12条 相対的拒絶理由

##### 第II節 標章における排他的権利の内容

- 第13条 標章によって付与される権利
- 第14条 標章の効力に関する制限
- 第15条 標章によって付与される権利の消尽
- 第16条 共有される標章
- 第17条 登録の表示
- 第18条 参考図書における標章の複製
- 第19条 標章の使用義務
- 第20条 登録の存続期間

##### 第III節 標章権の処分

- 第21条 標章権の移転
- 第22条 ライセンス契約
- 第22a条 担保の目的としての標章権
- 第22b条 登録質権の目的としての標章権
- 第22c条 標章権の破産財団への編入

第 IV 節 登録の消滅, 登録の取消及び無効

第 23 条 登録の消滅

第 23a 条 登録された地理的表示を組み込んでいる標章権の消滅

第 24 条 権利の放棄

第 25 条 登録の取消

第 26 条 登録の無効

第 27 条 黙認の結果として生じる制限

第 28 条 取消及び無効の法的効果

第 V 節 団体標章及び証明標章

第 29 条 団体標章

第 30 条 証明標章

第 31 条 特別規定

第 VI 節 特許庁に対する手続

第 32 条 出願

第 33 条 出願日

第 34 条 優先権

第 35 条 色彩についての主張

第 36 条 方式審査

第 36a 条 出願公告

第 36b 条 標章登録に対する異議申立

第 37 条 実体審査

第 37a 条 手続の終了

第 38 条 出願の取下, 限定及び補正

第 39 条 登録の更新

第 40 条 標章所有者の名称及び宛先の変更

第 41 条 標章の変更

第 42 条 紛争の審理

第 43 条 期間

第 44 条 審判請求及び請求の内容

第 44a 条 審判請求及び請求に関する容認可能性及び方式遵守についての審査

第 45 条 審判請求に関する決定

第 46 条 請求手続

第 46a 条 手続の停止

第 47 条 期間の延長

第 48 条 期間の更新

第 49 条 特許庁の公報における公告

第 50 条 裁判所による再審理

## 第 VII 節 周知標章及び高評標章

第 50a 条 標章を周知標章又は高評標章として決定すること

第 50b 条 標章をブルガリア共和国領域における周知標章又は高評標章と決定するための特許庁での手続

## 第 III 章 地理的表示

### 第 I 節 登録

第 51 条 定義

第 52 条 登録拒絶の理由

第 53 条 法的保護

第 54 条 出願をする権利

第 55 条 使用者の権利

第 56 条 法的保護の終了

第 57 条 登録の無効

第 58 条 使用者としての記入の取消

第 59 条 無効及び取消の法的効果

### 第 II 節 特許庁に対する手続

第 60 条 出願

第 61 条 方式審査

第 62 条 実体審査

第 63 条 地理的表示の使用者としての記入

第 64 条 紛争部に対する手続

第 65 条 審判請求及び請求に関する決定

第 66 条 期間の延長及び更新

第 67 条 公報における公告

第 68 条 裁判所による再審理

## 第 IV 章 国際登録

第 69 条 標章の国際登録

第 70 条 国内標章の国際登録

第 71 条 原産地名称の国際登録

第 72 条 ブルガリアの原産地名称の国際登録

## 第 IVa 章 共同体標章

第 72a 条 共同体標章の登録及び効果

第 72b 条 共同体標章出願

第 72c 条 共同体標章の国内出願への変更

第 72d 条 共同体標章の保護

第 72e 条 決定の履行についての補助規定

## 第 V 章 標章及び地理的表示に関する権利の保護

### 第 I 節 権利侵害

第 73 条 登録標章の侵害

第 74 条 登録された地理的表示の侵害

### 第 II 節 民事法に基づく保護

第 75 条 訴訟を提起する権利

第 76 条 侵害訴訟

第 76a 条 補償の決定

第 76b 条 補償の特例

第 76c 条 侵害製品の差押

第 76d 条 責任

第 76e 条 請求及び保全手続における証拠の入手

第 76f 条 侵害事件における，出所及び販売網に関する情報の請求

第 76g 条 仮の救済

第 77 条 管轄権

### 第 III 節 国境規制

第 78 条 適用の理由及び範囲

第 79 条 国境規制の適用条件

第 79a 条 税関当局の発意による行為

第 80 条 追加規定

第 80a 条 理事会規則 1383/2003/EC の適用

### 第 IV 節

第 81 条 行政犯罪及び処罰

第 82 条 侵害の立証

第 83 条 職員の権限

第 84 条 援助義務

第 85 条 行政制裁を科すること

第 86 条 行政制裁の執行

第 87 条 地理的表示の侵害に対する行政罰責任

第 88 条 行政犯罪及び処罰に関する法律の適用

### 追加規定

§ 1

§ 1a

### 経過規定及び最終規定

§ 2

§ 3  
§ 4  
§ 5  
§ 6  
§ 7  
§ 8  
§ 9  
§ 10  
§ 11  
§ 12  
§ 13  
§ 14  
§ 15  
§ 16  
§ 17

標章及び地理的表示に関する法律の改正に関する法律の経過規定及び最終規定

§ 43  
§ 44  
§ 45  
§ 46

観光事業法の経過規定及び最終規定

§ 88

租税手続法典の経過規定及び最終規定

§ 88

行政手続法典の経過規定及び最終規定

§ 76  
§ 142

標章及び地理的表示に関する法律の改正に係る法律の経過規定及び最終規定

§ 26  
§ 28

共通組織化の欧州連合の農業製品市場への適用に係る法律の経過規定及び最終規定

§ 12

民事訴訟法典の経過規定及び最終規定

§ 61

## 欧州法律の関係法

## 第 I 章 総則

### 第 1 条 主題

本法は、標章及び地理的表示を登録するための条件及び手続、登録から生じる諸権利並びにこれらの権利の保護に適用する。

### 第 2 条 適用範囲

(1) 本法の規定は、ブルガリアの自然人及び法人、並びにブルガリア共和国が締約国でもある国際条約の締約国に属する外国の自然人及び法人に適用する。

(2) 他の国に属する外国の自然人及び法人については、本法は、特許庁の裁量により、相互主義に基づいて適用する。

### 第 3 条 代理

(1) 本法に基づいて特許庁に対する手続をとる権利を有する者は、本人自身で又は国内工業所有権代理人を通じて、その手続をとることができる。

(2) (改正一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行) (1) に規定されている者であって、ブルガリア共和国に居所又は本拠を有していないものは、国内工業所有権代理人を通じて特許庁に対する手続をとらなければならない。

### 第 4 条 手数料(補充一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行, 改正一官報 2006 年第 73 号, 2006 年 10 月 6 日施行)

特許庁は、次の項目について、閣僚会議が承認した料率に基づく手数料を徴収する。出願、優先権、登録、証明書の交付、実体審査の繰上、登録更新、記入、誤りの訂正、拒絶、取消及び無効に対する審判請求、期間の延長、出願、登録及び記入の公告、国際登録を求める出願、共同体商標出願の送付、ある標章が周知であるか又は高評を得ているか否かについての決定を求める請求、周知であり又は高評を得ていると決定された標章についての言及の公告、登録出願された標章又は地理的表示に関する情報、国家登録簿の閲覧及び抜粋

### 第 5 条 標章国家登録簿

標章国家登録簿は、特許庁がこれを備え、かつ、すべての標章登録及びこれに関するその後のすべての記入を収めなければならない。

### 第 5a 条 周知標章及び高評標章に関する国家登録簿(新設一官報 2006 年第 73 号, 2006 年 10 月 6 日施行)

特許庁は、ブルガリア共和国の領域において周知であると決まっております又は高評を得ているすべての標章を記入する登録簿を備えなければならない。

### 第 6 条 地理的表示に関する国家登録簿

地理的表示に関する国家登録簿は、特許庁がこれを備え、かつ、すべての地理的表示の登録、使用者に関する記入及びそれに関連するその後のすべての変更に関する情報を収めなければならない。

**第7条 国家登録簿の縦覧**(補充一官報 2006 年第 73 号, 2006 年 10 月 6 日施行)

第5条, 第5a条及び第6条に規定する国家登録簿は, 公開する。何人も, 当該登録簿についての情報又は抜粋を請求することができる。

**第8条 ファイル**

(1) 特許庁は, すべての標章及びすべての地理的表示に関するファイルを備えるものとし, 当該ファイルは, すべての登録書類及びその後の記入を含むものとする。

(2) 特許庁は, 特許庁長官の指示に基づき, 登録出願された標章又は地理的表示に関する情報を他の当事者に提供しなければならない。

(3) (2)に基づいて提供される情報は, 前記の標章又は地理的表示の登録の時に公告された情報のみを含むものとする。

## 第 II 章 標章

### 第 I 節 登録

#### 第 9 条 定義

(1) 標章とは、標識であって、ある者の商品又はサービスを他の者の商品又はサービスから区別することができ、かつ、図形的に表示することができるものをいう。これらの標識は、語(人の名称を含む)、文字、数字、図面、図、物品若しくはその包装の形状、色彩の組合せ、音響信号又はそれらの要素の組合せとすることができる。

(2) 標章は、商標、サービスマーク、団体標章又は証明標章とすることができる。

#### 第 10 条 標章権の取得

(1) 標章権は、登録することにより、出願日から取得される。

(2) 最初に出願した者が、登録する権利を有する。

(3) 標章権は、排他的な権利とする。

#### 第 11 条 登録についての絶対的拒絶理由(表題改正 - 官報 2006 年第 73 号, 2006 年 10 月 6 日施行)

(1) 次のものは、登録することができない。

(i) 第 9 条(1)の意味での標章ではない標識

(ii) (改正一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行)識別性を欠く標章

(iii) (補充一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行)登録出願される商品又はサービスに関し、ブルガリア共和国における現行の言語又は確立された商慣行において慣習的となっている標識又は表示のみをもって構成される標章

(iv) (改正一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行)標章であって、商品又はサービスに関する種類、品質、数量、用途、価額、原産地、商品生産の時期若しくは方法又はサービスの提供方法、又はその他の特徴を示す標識のみによって構成されるもの

(v) 標識であって、次のもののみによって構成されるもの

(a) 商品自体の性質に起因する形状

(b) 技術的効果を得るために必要な商品の形状

(c) 商品に対し実質的価値を与える形状

(vi) 公の秩序及び承認された倫理基準に反する標章

(vii) 商品又はサービスの内容、品質又は原産地について消費者に誤認させる虞がある標章

(viii) (改正一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行)標章であって、パリ条約締約国の紋章、旗章若しくは他の記章又はそれらの模倣、並びに国際政府間機関の紋章、旗章その他の記章、完全な若しくは略式の公式名称によって構成されるか又はそれらを含むもの

(ix) (補充一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行)公的な管理及び保証のための標識及び証印から構成されるか又はそれらを含む標章であって、その標識及び証印が同一又は類似の商品を示すために使用されている場合

(x) (削除一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行)

(xi) (改正一官報 2005 年第 28 号, 改正一 2005 年第 94 号, 2005 年 11 月 25 日施行)文化省に

よって指定されている，ブルガリア共和国の歴史的及び文化的記念物の名称又は表示によって構成されるか又はそれらを含む標章

(xii) (削除一官報 2005 年第 43 号，2005 年 8 月 21 日施行)

(2) 標章が，それを使用した結果，登録が求められている商品又はサービスに関して識別性を有するようになっている場合は，(1) (ii)，(iii) 及び(iv)の規定は適用しない。

(3) (改正一官報 2005 年第 43 号，2005 年 8 月 21 日施行) 関連所轄当局の承諾が得られている場合は，(1) (viii)，(ix) 及び(xi)の規定は適用しない。

## 第 12 条 相対的拒絶理由 (表題改正一官報 2006 年第 73 号，2006 年 10 月 6 日施行)

(1) 標章は，次に該当する場合は，登録することができない。

(i) その標章が先の標章と同一であり，かつ，登録出願された標章に係る商品又はサービスと先の標章の商品又はサービスとが同一である場合

(ii) その標章の先の標章に対する同一性又は類似性，及び両標章の対象とされている商品又はサービスの同一性又は類似性のために，消費者に混同を生じさせる虞がある場合。混同の虞には，先の標章との関連付けの可能性を含む。

(iii) その標章が地理的表示又はその派生物から構成されている場合

(2) (1)の規定の適用上，「先の標章」とは，次のものをいう。

(i) 登録標章であって，先の出願日又は該当する場合は先の優先日を有するもの

(ii) 登録出願されている標章であって，登録される場合は，先の出願日又は該当する場合は先の優先日を有することになるもの

(iii) その標章の出願日又は該当する場合は優先日において，ブルガリア共和国の領域内で周知である標章

(3) (改正一官報 2005 年第 43 号，2005 年 8 月 21 日施行) 標章は，それが先の標章と同一であるか又は類似しており，かつ，先の標章の登録に係る商品又はサービスと同一でないか又は類似していない商品又はサービスを対象としている場合において，先の標章がブルガリア共和国の領域において周知であるとき，及び登録出願されたその標章の正当な理由がない使用が，先の標章の識別性又は高評を不当に利用することになるか又はそれに害を与えることになるときは，登録することができない。

(4) 先の標章の所有者による同意が得られている場合は，(1) (ii) 及び(3)の規定は適用しない。

## 第 II 節 標章における排他的権利の内容 (表題改正一官報 2006 年第 73 号，2006 年 10 月 6 日施行)

### 第 13 条 標章によって付与される権利

(1) 標章権は，その所有者がその標章を使用し，処分し，また所有者の同意を得ていない第三者が次のものを業として使用することを防止する権利によって構成される。

(i) その標章と同一の標識であって，その標章の登録に係るものと同一の商品又はサービスに関するもの

(ii) (補充一官報 2005 年第 43 号，2005 年 8 月 21 日施行) 標識であって，その標章との同一性又は類似性，並びにその標章及びその標識が対象とする商品又はサービスの同一性又は類

似性のために、消費者に混同を生じさせる虞があるもの。混同の可能性には、その標識とその標章を関連付ける可能性を含む。

(iii) (改正一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行) その標章と同一又は類似の標識であって、その標章の登録に係るものと同一でないか又は類似していない商品又はサービスに関するもの。ただし、先の標章がブルガリア共和国の領域において高評を得ている場合、及びその標識の正当な理由のない使用が、先の標章の識別性又は高評を不当に利用することになるか、又はそれを阻害することになる場合に限る。

(2) (改正一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行; 改正一官報 2006 年第 73 号, 施行 2006 年 10 月 6 日) (1) の適用上、「業としての使用」とは、次の行為をいう。

(i) 商品又はその包装にその標識を付すこと

(ii) その標識を付した商品について販売の申出をし、市場に提供し若しくはその目的で保有すること、又はその標識の下でサービスの申出をし若しくは提供をすること

(iii) その標識を付した商品を輸入又は輸出すること

(iv) 営業書類及び広告においてその標識を使用すること

(3) (改正一官報 2006 年第 73 号, 2006 年 10 月 6 日施行) 排他的権利は、善意の第三者に対しては、登録についての公告日から効力を有する。

#### **第 14 条 標章の効力に関する制限**

標章は、その所有者に対し、第三者が次のものを業として使用することを禁止する権利を与えるものではない。ただし、その使用が誠実な取引慣行に反していないことを条件とする。

(i) 自身の名称又は住所

(ii) 商品又はサービスに関する種類、品質、数量、用途、価額、原産地、商品の製造時期若しくはサービスの提供時期、又はその他の特徴に関する表示

(iii) 特に付属品又は予備部品としての商品又はサービスの用途を表示する必要がある場合における当該標章

#### **第 15 条 標章によって付与される権利の消尽**

(1) (改正一官報 2006 年第 73 号, ブルガリア共和国の欧州連合への加入日から施行) 標章は、その所有者に対し、所有者によって又はその同意を得て、その標章の下に欧州連合加盟国又は欧州経済地域の領域にある市場に提供された商品又はサービスに関し、その使用を禁止する権利を与えるものではない。

(2) 標章所有者が、商品のその後の取引に反対する正当な理由がある場合、特に、商品が市場に提供された後に、その状態が変化し又は悪化している場合は、(1) は適用しない。

#### **第 16 条 共有される標章**

(1) 2 以上の者が 1 の標章を所有することができる。

(2) 書面による別段の合意がある場合を除き、各所有者は、他の共有者の同意を得ることなしに、かつ、他の所有者にその使用についての説明をすることなしに、その標章を使用することができる。

## 第 17 条 登録の表示

標章所有者は、その標章を使用するに際し、標章の傍に円で囲んだ R の文字を付すことにより、それが登録されている旨の表示をすることができる。

## 第 18 条 参考図書における標章の複製

辞書、百科事典その他の参考図書における標章の複製が、その標章の登録対象である商品又はサービスの一般名称を表わしている旨の印象を与える場合は、標章所有者は、問題とされる参考図書の発行者に対し、遅くとも次の版において、その標章が登録されている標章であることを表示させるようにすることができる。

## 第 19 条 標章の使用義務

(1) 標章所有者が、登録後 5 年以内に、ブルガリア共和国の領域において、その標章の登録に係る商品又はサービスに関して、その標章の真正の使用をしなかった場合、又は前記の使用が中断なく 5 年間停止されている場合は、不使用について正当な理由があるときを除き、その登録を取り消すことができる。

(2) 第 13 条(2)にいう使用に加え、次の行為も(1)の意味での真正の使用を構成する。

(i) 所有者による標章の使用であって、その標章が登録された形状から実質的に相違しない形状によるもの

(ii) ブルガリア共和国において商品又はその包装に標章を付すこと。それが専ら輸出目的のためであるか否かを問わない。

(3) 標章所有者の同意を得て行われる標章の使用は、所有者による使用であるとみなす。

## 第 20 条 登録の存続期間

(1) 標章は、出願日から 10 年間登録される。

(2) 登録は、第 39 条に従い、その後の 10 年の期間を単位として、回数の制限なく更新することができる。

## 第 III 節 標章権の処分

### 第 21 条 標章権の移転

(1) 標章は、企業の移転とは無関係に、その登録に係る商品又はサービスの全部又は一部について移転することができる。

(2) 共有標章は、別段の合意がある場合を除き、共有者全員の書面による同意が得られた場合に限り、移転することができる。

(3) 移転は、当事者の 1 の請求に基づき、国家登録簿に登録されるものとし、その請求には移転書類が添付されなければならない。新たな所有者には証明書が交付される。

(4) (改正一官報 2005 年第 43 号、2005 年 8 月 21 日施行)標章の移転によって、商品又はサービスの内容、品質又は原産地について消費者が混同させられる虞があることが移転書類から明らかになる場合は、その移転は記録してはならない。ただし、その移転が、混同を生じる虞がない商品又はサービスに限定されている場合は、この限りでない。

(5) 移転は、第三者に対しては、移転が国家登録簿に記入された日から効力を有する。

(6) 標章所有者に通知されるべきすべての書類は、国家登録簿に標章所有者として最新に記録されている者をその宛先とする。

(7) (1)、(2)及び(4)の規定は、登録出願の移転についても適用する。

## 第 22 条 ライセンス契約

(1) 標章所有者は、書面によるライセンス契約をもって、その標章の使用を、その標章の登録に係る商品又はサービスの全部又は一部について、ブルガリア共和国領域の全部又は一部において許可することができる。

(2) 共有標章の使用は、別段の合意がある場合を除き、共有者全員の書面による同意がある場合に限り許可される。

(3) ライセンスは、排他的又は非排他的なものとすることができる。契約がその何れであるかを特定していない場合は、ライセンスは非排他的なものとする。

(4) 排他的ライセンスの所有者は、同一主題のライセンスを他の者に許諾することができない。当該所有者は、明示的に合意されている範囲に限り、その標章を使用する権利を有する。

(5) (改正一官報 2005 年第 43 号、2005 年 8 月 21 日施行)ライセンス契約は、当事者の 1 からの請求があったときは、国家登録簿に登録しなければならない。当該請求には、ライセンス契約の抜粋であって、使用権者及び使用許諾者、標章及びその登録番号並びにライセンス契約の存続期間を特定する情報を含んでおり、契約両当事者の署名及び印章が付されたものを添付しなければならない。特許庁は、記録証明書を発行しなければならない。

(6) ライセンス契約は、第三者に対しては、それが国家登録簿に記入された日から効力を有する。

## 第 22a 条 担保の目的としての標章権(新設一官報 2005 年第 43 号、2005 年 8 月 21 日施行)

(1) 標章権は、提起されている又は将来の請求に関する担保の目的とすることができる。裁判所は、原告の請求に基づき、かつ、被告に通知することなく、次の保全措置を許可することができる。

1. 標章所有者又は使用権者にその標章権の使用を禁止すること
2. 標章所有者にその標章権を処分することを禁止すること

(2) 担保は、担保権者の 1 からの請求があったときは、標章国家登録簿に登録しなければならない。

(3) 記録請求は、標章所有者及び担保権者を特定する情報、並びにその標章及び保全措置の種類に関する情報を含んでいなければならない。その請求には、担保を設定する書類が添付されていなければならない。

(4) 担保は、第三者に対しては、特許庁によって備えられている標章国家登録簿にそれが記入された日から効力を有する。

## 第 22b 条 登録質権の目的としての標章権(新設一官報 2005 年第 43 号、2005 年 8 月 21 日施行)

(1) 標章権は、登録質権の目的とすることができる。

(2) 登録質権法第 26 条から第 31 条までの規定を登録質権の標章国家登録簿への記入に関して適用する。質権設定者には証明書を与えなければならない。

(3) 登録質権は、第三者に対しては、特許庁によって備えられている標章国家登録簿にそれが記入された日から効力を有する。

#### **第 22c 条 標章権の破産財団への編入**(新設一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行)

- (1) 標章権は、標章所有者に対する破産手続において破産財団に編入される。
- (2) 標章が破産財団に編入されたという事実は、それに係る手続の当事者の 1 からの請求があったときは、標章国家登録簿に記録されなければならない、かつ、特許庁の公報に公告されなければならない。

### **第 IV 節 登録の消滅, 登録の取消及び無効**

#### **第 23 条 登録の消滅**

- (1) 登録の効力は、次の場合に消滅する。
  - (i) 第 20 条にいう存続期間の満了
  - (ii) 標章所有者による放棄
  - (iii) 移転が行われていない場合は、登録を所有する法人の最終的清算
- (2) (改正一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行) (1) (iii) に基づく消滅は、法的な利害関係当事者からの請求があったときに生じる。
- (3) 登録の有効期間の満了は、標章権を消滅させる。

#### **第 23a 条 登録された地理的表示を組み込んでいる標章権の消滅**(新設一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行)

地理的登録表示を組み込んでいる標章の登録は、次の場合に消滅する。

1. 地理的表示に関する法的保護の消滅
2. 地理的表示の登録の無効, 又は
3. 地理的表示の使用人としての標章所有者の記入の抹消

#### **第 24 条 権利の放棄**

- (1) 標章所有者は、宣言書を特許庁に提出することにより、その標章の登録に係る商品又はサービスの全部又は一部について、その標章を放棄することができる。
- (2) 権利放棄は、それが国家登録簿に記入された日から効力を生じる。
- (3) 記録されたライセンス契約がある場合は、放棄は、標章所有者がその標章を放棄する意図を使用権者に通知した証拠を提示した場合に限り、記入される。放棄の記入は、証拠提示の日から 2 月が経過したときに行う。
- (4) 標章の共有者の 1 又は 2 以上による権利の放棄は、残余の共有者に関する登録の効力を終了させるものではない。

#### **第 25 条 登録の取消**

- (1) (改正一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行) 何れの当事者も、次に該当する場合は、登録の取消を請求することができる。
  - (i) 標章が第 19 条に定められているとおりに不使用の状態にあること

(ii) 標章所有者の行為又は無為の結果、標章がその登録に係る商品又はサービスについての一般的名称となっていること

(iii) 標章所有者又はその許可を得た他人による、標章の登録に係る商品又はサービスに関するその標章の使用が、その結果として、商品又はサービスに係る内容、品質又は原産地について消費者を誤認させるものとなっていること

(2) (1) (i)の規定は、標章所有者が、5年期間の満了から取消請求の提出日までの間に、その標章の真正の使用を開始又は再開したときは、適用しない。取消請求提出日前3月以内における使用の開始又は再開は、そのような使用の開始又は再開の準備が、標章所有者が当該請求の提出される可能性を知った後に行われている場合は、考慮に入れない。

(3) 取消請求が商品又はサービスの一部のみに関するものである場合は、登録は、それらの商品又はサービスに限って取り消される。

## 第26条 登録の無効

(1) (改正一官報2005年第43号、2005年8月21日施行)何人も、標章が第2条及び第11条の規定に違反して登録されている場合は、その標章に係る登録の無効を請求することができる。

(2) 標章が第11条(1)(ii)、(iii)又は(iv)に違反して登録されている場合であっても、標章所有者が、その標章がそれに係る使用の結果、登録に係る商品又はサービスについて識別性を獲得している旨の証明を提出したときは、その登録の無効を宣言することができない。

(3) (改正一官報2005年第43号、2005年8月21日施行)次に該当する場合において、法的な利害関係当事者からの請求があったときは、標章の登録は、無効を宣言される。

(i) 標章が、第12条に違反して登録されていること

(ii) (削除一官報2005年第43号、2005年8月21日施行)

(iii) 標章が、標章所有者の同意を得ることなく、所有者の工業所有権代理人又は代表者の代理人の名義で登録されていること

(iv) 出願人が出願するに際し悪意で手続をしており、その事実が有効な裁判所の決定によって確認されていること

(v) 標章の使用が、他の法律に基づいて保護を享受する、他人に属する先の権利、すなわち、

a) 当人の名称及び肖像に関する権利

b) 著作権

c) 植物品種又は動物品種に関する育成者権

d) 工業所有権

によって禁止されていること

(vi) (新設一官報2005年第43号、2005年8月21日)標章が他人の企業の名称によって構成されているか又はそれを含んでおり、それが登録出願の出願日前に、同一又は類似の商品又はサービスに関して、ブルガリア共和国の領域において登録又は使用されていたこと

(4) 標章が第11条及び第12条に違反して登録されている場合は、特許庁の職権によっても無効を宣言することができる。

(5) (3) (i)に基づく登録の無効は、先の標章が第19条の意味の範囲内で使用されていない場合は、生じない。

(6) (改正一官報2005年第43号、2005年8月21日施行)法的な関係人からの請求があった

ときは、(3)(iii)に基づく登録の無効は発生せず、その標章は、当該人に移転する。

(7) (改正一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行)(3)(i)及び(v)に基づく登録の無効は、先の標章の所有者又は先の権利の所有者が無効手続の間にその同意を与えた場合は、生じない。

(8) 無効理由が商品又はサービスの一部にのみ係わる場合は、登録は、その商品又はサービスについてのみ無効が宣言される。

#### **第 27 条 黙認の結果として生じる制限**

(1) 第 12 条(2)の意味における先の標章の所有者が後の標章の使用を知りながら、その使用を継続して 5 年間黙認していた場合は、当該所有者は、先の標章の権利を発動して後の標章の無効を請求する権利又は後の標章が使用されていた商品若しくはサービスに関するその使用に異議を申し立てる権利を有さない。ただし、後の標章の登録出願が悪意でされていた場合は、この限りでない。

(2) (1)は、第 12 条(3)の意味における先の標章の所有者又は第 26 条(3)(v)の意味における権利の先の所有者にも適用する。

(3) (1)及び(2)にいう場合においては、後の標章の所有者は、先の標章の使用に異議を申し立てる権利を有さず、また、先の標章の所有者は、その権利を発動して、後の標章の無効を請求することはできない。

#### **第 28 条 取消及び無効の法的効果**

(1) 第 25 条(1)(i)に基づく登録の取消は、不使用の 5 年期間の始めから効力を生じる。

(2) 第 25 条(1)(ii)又は(iii)に基づく登録の取消は、取消の請求日から効力を生じる。

(3) 登録の無効は、出願日から効力を生じる。

(4) 登録の取消及び無効は、次の事項に影響を及ぼさない。

(i) 侵害について有効な裁判所決定であって、当該取消又は無効の前に執行されたもの

(ii) 別段の合意がある場合を除き、当該取消又は無効の前に締結されたライセンス契約

### **第 V 節 団体標章及び証明標章**

#### **第 29 条 団体標章**

(1) (補充一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行)団体標章とは、生産者、取引業者又はサービス供給者から構成される、法人である団体が所有する標章をいう。団体標章とは、その団体の構成員の商品又はサービスを他人の商品又はサービスから区別する機能を有するものである。

(2) 団体標章に係る団体は、団体標章についての使用規約を採択し、次の事項について規定しなければならない。標章を使用する権利を有する者、その団体の構成員となるための基準、標章使用の条件及び団体構成員に対する標章使用の禁止事由

(3) 団体標章権は移転することができない。団体の構成員でない者は、その団体の団体標章を使用する許可を取得することができない。

### 第 30 条 証明標章

(1) (改正一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行)証明標章は, その標章の所有者からの同意を得て, かつ, その管理の下で生産又は提供される商品又はサービスに関し, 素材, 製造方法, 品質その他の特徴を証明する。

(2) (改正一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行)証明標章の所有者は, 証明標章についての使用規約を採択し, 次の事項について規定しなければならない。それに係る商品又はサービスの品質, 素材その他の特徴, 証明標章の所有者がとる管理措置及び同人が課す制裁

(3) 証明標章の所有者は, その標章を, 自ら生産する商品又は本人が提供するサービスを表示する目的で使用することはできない。

(4) 証明標章の所有者が, 自ら生産した商品又は提供したサービスを表示する目的で証明標章を使用した場合は, その証明標章の登録を取り消すことができる。

### 第 31 条 特別規定(表題改正一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行)

(1) 団体標章又は証明標章の所有者は, その標章の使用規約及びその規約について行う変更に関する情報を特許庁に提供しなければならない。規約の変更は, それが特許庁に通知された日から効力を生じる。

(2) 団体標章又は証明標章の登録は, 第 25 条に定めた事由に加え, 標章所有者が標章の使用規約に違反した使用を許可又は黙認した場合にも, 取り消すことができる。

(3) 登録が取り消されたか又は終了させられた団体標章又は証明標章は, その取消又は終了の公告から 3 年間は, 同一又は類似の商品又はサービスに係る同一又は類似の標章の他人名義による登録にとっての障害となる。

(4) (新設一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行)特許庁は, 団体標章又は証明標章の使用規約を閲覧できるようにしなければならない。

## 第 VI 節 特許庁に対する手続

### 第 32 条 出願

(1) 標章の登録出願は, 特許庁に対して行うものとする。

(2) 出願は, 国際分類の 1 又は 2 以上の類に属する商品及び／又はサービスを対象とする 1 の標章に係るものでなければならない。

(3) 出願は, 次の事項を含んでいなければならない。

(i) 登録を求める願書

(ii) 出願人の名称及び宛先

(iii) 標章の表示

(iv) 登録請求の対象とする商品及び／又はサービスの一覧

(4) 出願が団体標章又は証明標章に関するものであるときは, その使用規約を(3)に定めた他の書類と共に提出しなければならない。

(5) 出願は, 閣僚会議の法令によって定められる他の要件も満たさなければならない。

(6) 出願には, 所定の手数料の納付を証明する書類を添付しなければならない。

(7) 出願に係る書類及び資料は, ブルガリア語によるものでなければならない。

### 第 33 条 出願日

- (1) 出願日は、第 32 条(3)及び(4)に指定した情報を含む書類を特許庁が受領した日とする。
- (2) 前記の書類がブルガリア語以外の言語によって提出された場合において、そのブルガリア語翻訳文が前記の日から 3 月以内に提出されたときは、出願日は、変更されない。

### 第 34 条 優先権

- (1) 出願人は、第 33 条(1)の意味における特許庁への出願書類の提出日から、同一又は類似の商品又はサービスについての同一又は類似の標章に係るその後の出願について優先権を享受する。
- (2) 出願人は、先の出願の日から優先権を享受するが、ただし、次の事項が履行されていることを条件とする。
  - (i) 先の出願がパリ条約の同盟国又は世界貿易機関の当事国において正規になされていること
  - (ii) 先の出願がパリ条約第 4 条の意味における最初の出願であり、かつ、同一の標章及び同一の商品又はサービスに関するものであること
  - (iii) 出願が先の出願の出願日から 6 月以内に特許庁に対して行われること
  - (iv) 優先権が、出願日から 2 月以内に先の出願の日付及び国名を表示して主張されること
  - (v) 出願人が出願日から 3 月以内に、所定の優先権手数料を納付し、かつ、先の出願に係る出願国の所轄当局が交付した優先権書類を提出すること
- (3) (2) (i) に基づく正規に行われた出願とは、出願日を有する出願をいい、それが如何なる結果になったかを問わない。
- (4) 博覧会優先権は、出願されている標章が付された商品又はサービスが公式の又は公認の博覧会において展示された日から存在するものとみなすが、ただし、次の事項が履行されていることを条件とする。
  - (i) 出願が、商品又はサービスの最初の展示日から 6 月以内に行われること
  - (ii) 出願が、同一の標章及び展示された商品又はサービスと同一のものを対象としていること
  - (iii) 優先権が、出願日から 2 月以内に、展示の日付及び博覧会が開催される国名を表示して主張されること
  - (iv) 出願人が、出願日から 3 月以内に、所定の優先権手数料を納付し、かつ、博覧会職員から交付され、出願した標章が付されていた商品又はサービスの展示日を証明する書類を提出すること

### 第 35 条 色彩についての主張

色彩又は色彩の組合せについての主張は、出願と共に提出された場合に認められる。

### 第 36 条 方式審査

- (1) 各出願は、出願日の付与に関する第 33 条の要件を遵守しているか否かについての審査を受けなければならない。前記の要件が満たされていない場合は、受領された書類は、出願人に返却される。
- (2) (改正—官報 2005 年第 43 号、2005 年 8 月 21 日施行)出願日が付された出願は、第 32 条

(6)に基づく手数料の納付を証明する書類が添付されているか否かについて審査される。前記の書類が添付されていない場合は、出願人は、その不備を是正するために3月が与えられる。前記の期間内に手数料が納付されなかった場合は、その出願は、取り下げられたものとみなす。

(3) (新設一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行) 手数料の納付を証明する書類の提出日から2月以内に、出願は、第 32 条(2), (5)及び(7)の規定を遵守しているか否かについて審査される。出願が団体標章又は証明標章に関するものであるときは、それぞれ使用規約が第 29 条(2)又は第 30 条(2)の規定を遵守しているか否かについて審査が行われる。不備があった場合は、出願人はそれらを是正するために3月が与えられる。

(4) (旧(3), 改正一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行) 出願が第 32 条(2)の要件を満たしておらず、かつ、出願人が(3)の第3文に定めた期間内にその出願を分割したときは、その結果である分割出願は、原出願の出願日又は該当する場合は優先日を保持する。

(5) (旧(4), 改正一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行) 出願人が出願の不備を(3)の第3文に定められている期間内に是正しなかった場合は、その手続は、停止される。

### 第 36a 条 出願公告

(1) (新設一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行, 旧第 36a 条本文一官報 2006 年第 73 号, 2006 年 10 月 6 日施行) 方式要件を満たしている出願は、特許庁の公報に公告しなければならない。当該公告は、第 36 条にいう審査の終了後1月以内に行われるものとし、次の事項によって構成される。受付番号、出願日又は該当する場合は優先日、出願人を特定する情報、標章の種類及び表示、色彩についての主張、出願に係る商品及びサービスの類及び一覧  
(2) (新設一官報 2006 年第 73 号, 2006 年 10 月 6 日施行) 次に該当する場合は、出願公告は行わない。

(i) 出願が第 38 条(1)に従って取り下げられた場合

(ii) 出願が第 36 条(2)に従って取り下げられたとみなされた場合

(iii) 出願手続が第 36 条(5)に従って停止された場合

(iv) 公告の準備が完了する前、ただし、出願日から4月以内に、同一標章に関する国際登録出願が、条約優先権を享受するために提出された場合

### 第 36b 条 標章登録に対する異議申立 (新設一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行)

(1) 何人も、出願の公告日から2月の期間内に、第 11 条及び第 12 条の理由に基づき、その標章の登録に対する異議申立をすることができる。

(2) 異議申立は書面によるものとし、理由及び論旨の陳述を含んでいなければならない。

(3) 異議申立人は、出願手続の当事者になることはできない。ただし、同人は、請求することにより、異議申立の結果に関する情報を取得する権利を有する。

### 第 37 条 実体審査

(1) (改正一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行) 出願については、異議申立がされたか否かに拘りなく、第 36b 条(1)にいう期間の満了後1年以内に実体審査が行われる。

(2) 標章が、商品又はサービスの全部又は一部に関して登録不適格である場合は、出願人には、その旨が通知される。出願人には、拒絶理由が通知され、応答のために3月の期間が与

えられなければならない。

(3) (改正一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行)標章が, それ自体として, 第 11 条 (1) (ii), (iii), (iv), (v), (viii), (ix)又は(xi)に基づき, 標章としての登録に不適格である要素を含んでいる場合は, 出願人に対して, 標章登録の条件として, 当該要素に対する排他的権利を放棄するよう要求することができる。

(4) (2)に定めた期間内に, 出願人が理由を付した反論の提出, 及び/又は商品若しくはサービスの一覧の限定をしない場合, 又は, (3)に指定されている要件を満たさない場合は, 登録を拒絶する決定が行われる。

(5) 標章が本法の規定を満たしていると認められた場合は, それを登録する決定が行われる。登録は, 標章国家登録簿に記入されるものとし, かつ, 1 月以内に, 出願人に登録証を交付する。

### 第 37a 条 手続の終了(新設一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行)

(1) 出願に関する手続は, 異議申立がされた先の標章に係る登録の取消, 無効又は第 23(1) (iii)に基づく消滅の請求がされていた場合は, 出願人からの請求により, 終了する。

(2) 出願に関する手続は, 次の場合は職権によって終了とされる。その拒絶が先の出願日又は該当する場合は優先日を有する標章, 又は第 39 条(3)に基づく登録更新請求のための期間が満了していない標章を基にしている場合, 他の標章の周知性を基にして異議申立が提出されている場合, 又はその出願に関する決定が他の当局の管轄下にある問題についての先になされる決定に依存している場合

(3) (1)にいう手続は, 前記のそれぞれの請求に関する決定が効力を生じたとき, 又はその終了が標章国家登録簿に記録されたときは, 出願人からの請求により再開される。

(4) (2)にいう手続は, 異議申立がされた先の標章に関する決定が効力を生じたとき, 第 39 条(3)にいう期間が満了したとき, 周知性についての決定が行われたとき, 又はそれぞれの所轄当局による判断が出されたときは, 職権によって再開される。

### 第 38 条 出願の取下, 限定及び補正

(1) 出願について決定が行われるまでは, 出願人は, 出願を取り下げ, 又は標章の出願に係る商品若しくはサービスの一覧を限定することができる。

(2) 出願における変更は, 許可されない。ただし, 出願人の名称若しくは宛先に変更があるか, 又は出願人の名称若しくは宛先に関する誤記若しくは明白な誤りがある場合, それが訂正されるべきである場合は, 訂正が標章の表示に影響を及ぼさない又は商品若しくはサービスの一覧を拡張しないことを条件として, この限りでない。

(3) (2)に基づく訂正は, 出願人からの請求により行うものとする。

### 第 39 条 登録の更新

(1) 登録は, 標章所有者の請求により更新するものとし, その請求書には, 所定の手数料を納付したことを証明する書類を添付しなければならない。

(2) 請求書は, 標章の登録番号及び標章所有者を特定する情報を含んでいなければならない。

(3) 請求書は 第 20 条(1)にいう期間の最後の年中に, 又は割増手数料の納付を条件として, 当該期間の満了から 6 月以内に提出することができる。

(4) 標章所有者が、登録の更新をその標章の登録に係る商品又はサービスの一部のみについて請求する場合は、所有者は、更新の請求に係る商品又はサービスを指定しなければならない。

(5) (改正一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行) (1), (2) 及び(3)の要件が満たされなかったときは、その標章の登録は、更新されない。

(6) 更新は、先の登録の満了日の翌日から効力を生じる。

#### **第 40 条 標章所有者の名称及び宛先の変更**

(1) 標章所有者は、その名称又は住所に変更があった場合は、変更が生じてから 3 月以内に、その変更を特許庁に通知しなければならない。

(2) 変更は、標章所有者の請求により、国家登録簿に記録する。

(3) 標章所有者に連絡されるべきすべての書類は、国家登録簿に記録されている最新の宛先に送付される。

#### **第 41 条 標章の変更**

(1) 登録の有効期間中又は登録の更新の際に、標章を変更することはできない。

(2) 標章がその所有者の名称又は宛先を含む場合は、それについての変更は、所有者の請求により行うことができる。ただし、その変更が登録されている標章に重大な影響を及ぼさないことを条件とする。

#### **第 42 条 紛争の審理**

(1) 紛争部は、次の事項を審理する。

(i) 第 37 条(4)に基づく登録拒絶決定に対する審判請求

(ii) (改正一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行) 第 36 条(5)に基づく手続終了決定に対する審判請求

(iii) 第 25 条に基づく登録取消請求

(iv) 第 26 条に基づく登録無効請求

(2) (改正一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行 ; 改正一官報 2006 年第 73 号, 2006 年 10 月 6 日施行) 審判請求を審理する委員会は、国家審査官 2 名及び法律専門家 1 名によって構成されるものとし、また請求を審理する委員会は、国家審査官 3 名及び法律専門家 2 名によって構成される。委員会は、特許庁長官によって任命される。

(3) (改正一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行) (2)にいう委員会は、第 45 条及び第 46 条に基づく決定を行うための意見を提出しなければならない。

#### **第 43 条 期間**

(1) 審判請求は、決定の通知日から 3 月以内に提起しなければならない。

(2) 請求は、登録の有効期間中、いつでも提出することができる。

(3) (削除一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行)

#### **第 44 条 審判請求及び請求の内容**

(1) 審判請求には、理由陳述書が添付されていなければならない。かつ、審判請求書は審判請

求人及び出願を特定する情報を含んでいなければならない。

(2) (改正一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行) 請求書は 2 部提出するものとし、かつ、請求書は、請求人を特定する情報、要求された場合は請求人の法的利害関係に関する情報、無効の理由のほか、必要な場合は、証拠を含んでいなければならない。

(3) (改正一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行) 審判請求書及び請求書には、所定の手数料の納付を証明する書類を添付しなければならない。

#### **第 44a 条 審判請求及び請求に関する容認可能性及び方式遵守についての審査** (新設一官報 2005 年第 43 号)

(1) 審判請求は、第 43 条(1)に基づく期日が守られているか否か、及び第 44 条(3)に基づく手数料の納付を証明する書類が提出されているか否かに関して審査される。

(2) 請求は、第 44 条(3)に基づく手数料の納付を証明する書類が提出されているか否か、及び必要な場合には、法的利害関係があるか否かに関して審査される。

(3) 審判請求又は請求に所定の手数料の納付を証明する書類が添付されていない場合、又は請求が法的利害関係の裏付を欠いている場合は、審判請求人又は請求人には、その不備を是正するために 1 月が与えられる。

(4) 審判請求であって、第 43 条(1)に定められた期間内に提出されなかったもの、及び／又は手数料の納付がされなかったもの、並びに請求であって、手数料が納付されなかったもの、及び／又は法的利害関係が証明されなかったものは、容認されないものとみなされ、それに関する手続は行われぬ。

(5) 容認される審判請求又は請求のすべては、第 44 条に基づく要件の残りの部分が満たされているか否かについて審査される。不備がある場合は、審判請求人又は場合により請求人には、その旨が通知され、それを是正するために 1 月が与えられる。その期間内に不備が是正されなかった場合は、その審判請求及び請求は終了する。

#### **第 45 条 審判請求に関する決定**

(1) (改正一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行) 審判請求に根拠がないと認定された場合は、特許庁長官は、登録を拒絶した決定を確認する決定をするか、又は審判請求手続を終了する旨の決定をしなければならない。

(2) (改正一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行) 審判請求に十分な根拠があると認定された場合は、特許庁長官は、当該決定を取り消さなければならず、かつ、その出願を再審査に付し、その標章を登録し又は手続を再開する決定をしなければならない。

(3) 再審査により登録を拒絶する決定が取り消された場合は、特許庁長官が実体に関する決定を行わなければならない。

(4) (新設一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行) (1) 及び(2)に基づく決定は、審判請求の提出日又は不備の是正日から 3 月以内に行わなければならない。

#### **第 46 条 請求手続**

(1) (改正一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行) 請求書の写は、標章所有者に送付されるものとし、当該所有者は、3 月以内に応答し、かつ、請求が第 25 条(1) (i) に基づくものである場合は、ブルガリア共和国領域におけるその標章の使用に関する証拠を提出するこ

とが許可される。

(2) (新設一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行)反論又は標章使用の証拠は, 請求人に送付されるものとし, 請求人は, 応答のために 1 月が与えられる。

(3) (新設一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行)第 42 条(2)にいう委員会は, 必要なときは, 当事者に更なる証拠及び資料を提出するよう要求することができる。更なる証拠及び資料は, 他方当事者に送付されるものとし, 他方当事者は, 応答のために 1 月が与えられる。

(4) (旧(2)一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行)請求に根拠がない場合は, 特許庁長官はそれを拒絶する決定をしなければならない。

(5) (旧(3)一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行)請求に十分な根拠がある場合は, 特許庁長官は, その標章の登録を全部又は一部について取り消すか又は無効とする決定を行わなければならない。

(6) (旧(4)一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行)登録の一部の取消又は無効の場合は, 登録証は, 新たなものに取り替えられる。

(7) (新設一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行)取消又は無効を求める請求に関する決定は, (3)に基づく証拠及び資料を収集する手続が終了してから 3 月以内に行われる。

#### **第 46a 条 手続の停止**

(1) (新設 - 官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行)審判請求に関する手続は, それに関連して, 先の登録の無効又は取消の請求が提出された場合は, 停止する。

(2) 無効請求に関する手続は, 先の登録の取消を求める反対請求が提出された場合は, 停止する。

(3) (1)及び(2)に基づく手続は, それぞれの請求に関する決定が効力を生じたときに再開される。

#### **第 47 条 期間の延長**(改正一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行)

第 36 条(3), 第 37 条(2)及び第 46 条(1)にいう期間は, その満了前に提出された出願人又は標章所有者からの請求により, 3 月を限度とし, 1 回に限り延長を受けることができる。延長の請求は, 所定の手数料を納付したことを証明する書面が添付されていない場合は, 承諾されない。

#### **第 48 条 期間の更新**

出願人又は標章所有者は, 例外的な, 予期できない事情により超過が生じた期間についての更新を請求することができる。請求書は, 期間について超過を生じさせた事情が消滅してから 3 月以内, かつ, 超過が生じた期間の満了後 1 年以内に提出しなければならない。期間更新の決定は, 特許庁長官が行う。

#### **第 49 条 特許庁の公報における公告**(補充一官報 2006 年第 73 号, 2006 年 10 月 6 日施行)

特許庁は, 標章, 周知標章及び高評を享受している標章のすべてに関する登録, 並びに当該登録に関するその後の全ての記入事項を, 標章国家登録簿への記録後遅くとも 3 月以内に同庁の公報に公告しなければならない。

## 第 50 条 裁判所による再審理

(1) (改正一官報 2006 年第 30 号, 2007 年 3 月 1 日施行)第 45 条(1)及び第 46 条に基づく決定に対しては, その通知から 3 月以内にソフィア行政裁判所に上訴することができる。

(2) (改正一官報 2006 年第 30 号, 2006 年 7 月 12 日施行)国家登録簿の記入の効力拒絶又は登録更新の拒絶に対しては, 行政手続法に定められているとおりに上訴することができる。

## 第 VII 節 周知標章及び高評標章(新設一官報 2006 年第 73 号, 2006 年 10 月 6 日施行)

### 第 50a 条 標章を周知標章又は高評標章として決定すること(新設一官報 2006 年第 73 号, 2006 年 10 月 6 日施行)

(1) 標章が周知標章又は高評標章であるか否かを決定するに際しては, 次の事項を考慮する。

(i) その標章が, 社会の構成部分であって, それに係る商品又はサービスについての実際の若しくは将来の消費者, 又はそれらの販売網に従事している者, 又はその商品若しくはサービスを取り扱う業界を含むものの間において知られているか又は容認されている程度

(ii) その標章の使用に係る期間, 範囲及び地域

(iii) その標章の公然の表示に係る期間, 範囲及び地域。公然の表示には, その標章が使用されている商品及び/又はサービスについての広告, 公表及び見本市及び/又は博覧会における展示が含まれる。

(iv) その標章が登録された場合における, その標章権の有効な行使についての情報

(v) その標章の価値

(vi) その他の事情

(2) 標章が周知標章又は高評標章であるか否かの決定は,

(i) ソフィア市裁判所が, 通常の請求手続に基づいて,

(ii) 特許庁が, 第 50b 条に従って,

行う。

### 第 50b 条 標章をブルガリア共和国領域における周知標章又は高評標章と決定するための特許庁での手続(新設一官報 2006 年第 73 号, 2006 年 10 月 6 日施行)

(1) 標章についての周知標章又は高評標章としての決定は, その所有者が所定の手数料を納付し, 証拠書類を提出して, 請求したときに行われる。

(2) 特許庁長官は, 長官が任命した委員会の意見を基にして, 前記の請求に関する決定をする。

(3) (2)に従い, 周知標章又は高評標章と決定された標章は, 特許庁の公報に公告されなければならない。かつ, 第 5a 条にいう登録簿に記録されなければならない。

(4) 第 50a 条(2)(i)に従って周知標章又は高評標章と決定された標章は, 特許庁の公報に公告せず, かつ, 第 5a 条にいう登録簿に記録しないものとし, 更に, 第三者の異議申立を受けない。

(5) 第三者は, ある標章を周知標章又は高評標章とする決定に対しては, その公告から 1 月以内に, 行政手続法典に従ってソフィア市裁判所に上訴することができる。

(6) ある標章を周知標章又は高評標章と決定することの拒絶に対しては, 行政手続法典に従ってソフィア市裁判所に上訴することができる。

(7) 特許庁において、ある標章がブルガリア共和国領域における周知商標又は高評標章であると決定する手続は、閣僚会議が発行する規則においてその詳細を定める。

## 第 III 章 地理的表示

### 第 I 節 登録

#### 第 51 条 定義

- (1) 地理的表示とは、原産地名称又は出所表示をいう。
- (2) 原産地名称とは、ある国又はその国の地域若しくは場所の名称であって、そこを原産とし、その品質又は特徴が、基本的に又は専ら、自然的及び人的要因を含むその地理的環境に起因する商品を指定するのに役立つものをいう。
- (3) 出所表示とは、ある国又はその国の地域若しくは場所の名称であって、そこを原産とし、その品質、名声その他の特徴を当該地理的出所に帰属させることができる商品を指定するのに役立つものをいう。
- (4) (新設一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行) 伝統的名称であって、(2) 及び(3) の要件を満たすものは、地理的表示とみなす。

#### 第 52 条 登録拒絶の理由

名称は、次に該当する場合は、地理的表示としての登録を受けることができない。

- (i) それが、ブルガリア共和国領域において、生産地との関連なく、ある種類の商品を示す一般名称となっている場合
- (ii) それが、先に登録された植物品種又は動物品種の名称と同一であり、消費者がその商品の真の出所について誤認する虞がある場合
- (iii) それが、同一商品について先に登録された地理的表示又標章と同一である場合
- (iv) それが、同一であるか又は類似する商品について先に登録された地理的表示又は標章と同一であるか又は類似しており、消費者が誤認する虞がある場合

#### 第 53 条 法的保護

- (1) 地理的表示は、特許庁への登録により、法的保護が与えられる。
- (2) 法的保護は、次の事項に関する禁止をもって構成される。
  - (i) その地理的表示の登録に係る商品と類似する商品についてその表示を業として使用すること。ただし、登録された地理的登録表示の名声が利用される場合に限る。
  - (ii) たとえ商品の真正な出所が指定されている場合でも、地理的表示を不適切に使用し又は偽造すること、地理的表示の翻訳を使用すること、「sort」、「kind」、「type」等の用語を付して使用すること
  - (iii) 商品の出所、原産地、内容又は基本的特性についての前記以外の不正確な又は欺瞞的な表示であって、商品の包装上に示されているものをその商品に関する広告用の材料若しくは紙において使用すること。ただし、その表示が商品の真正の出所について誤認を生じさせる虞がある場合とする。
  - (iv) 前記以外の行為であって、商品の真の原産地について消費者に誤認を生じさせる虞があるもの
- (3) 登録された地理的表示は、それが本法に基づく保護を享受している限りは、一般名称とすることができない。

#### **第 54 条 出願をする権利**

(1) 出願をする権利は、表示されている地理的場所において生産活動をしている者に属するものとするが、ただし、それらの者が生産する商品が、関係する特性又は特異性に合致していることを条件とする。

(2) 地理的場所の境界及び商品の特性又は特異性、並びにそれらの特性又は特異性と地理的環境又は原産地との間の関係は、関係中央当局の長の命令により、その当局が定義又は設定する。

#### **第 55 条 使用者の権利**

(1) 登録された地理的表示は、その使用者として登録された者のみを使用することができる。

(2) 登録された使用者は、当該地理的表示を、その登録に係る商品に限り、使用することができる。使用者は、その表示を商品又はその包装に付すこと、又はその表示を商品に関する広告材料若しくは営業書類及びその他の材料において使用することができる。

#### **第 56 条 法的保護の終了**

登録された地理的表示に関する法的保護は、その商品の特性又は特異性と地理的環境との関係が存在しなくなっている場合は、終了する。

#### **第 57 条 登録の無効**

(1) (改正—官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行) 法的な利害関係人は、次の場合は、登録された地理的表示の無効を請求することができる。

(i) 執行可能な裁判所命令によって、登録が第 51 条(2)及び(3)又は第 52 条(i)に違反して行われたことが立証されたこと

(ii) 登録が、第 52 条(ii), (iii)及び(iv)に違反して行われたこと

(2) 外国の地理的表示の登録は、その本国における無効の後、その無効が宣言される。

#### **第 58 条 使用者としての記入の取消**

使用者に関する記入は、その使用者が他の商品についてその地理的表示を使用していること、又はその使用者が生産した商品がその商品に関連する特性又は特異性を有していないことが上訴手続によって証明された場合は、登録された使用者の何れかからの請求によって、取り消すことができる。

#### **第 59 条 無効及び取消の法的効果**

(1) 登録の無効は、該当する出願の出願日から効力を生じる。

(2) 使用者としての記入の取消は、取消の請求日から効力を生じる。

(3) 無効又は取消は、侵害について有効な裁判所命令が無効又は取消の前に執行されている限り、その命令に影響を及ぼさない。

## 第 II 節 特許庁に対する手続

### 第 60 条 出願

- (1) 地理的表示の登録出願は、特許庁に対してしなければならない。
- (2) 出願は、1 の地理的表示のみに係るものでなければならない。
- (3) 出願は、次のものを含んでいなければならない。
  - (i) 登録願書様式
  - (ii) 出願人の名称及び宛先
  - (iii) 原産地名称又は出所表示
  - (iv) 商品の指定
  - (v) 地理的場所の境界の記述
  - (vi) 商品について容認された特性又は特異性、及び商品と地理的環境又は原産地との関係についての説明
- (4) 出願には、第 54 条(2)に規定された命令の写、及び関係自治体が発行した書類であって、出願人がその地理的場所で生産活動を行っていることを証明するものを添付しなければならない。
- (5) 出願人が外国人である場合は、出願には、本国におけるその地理的表示の登録を証明する書類を添付しなければならない。
- (6) 出願はさらに、閣僚会議が採択した法令に定める他の要件も満たさなければならない。
- (7) 出願には、所定の手数料の納付を証明する書類を添付しなければならない。

### 第 61 条 方式審査

- (1) すべての出願は、第 60 条の要件の遵守について審査が行われる。不備がある場合は、出願人はそれを是正するために 3 月の期間が与えられる。
- (2) 出願人が(1)に定めた期間内に不備を是正しない場合は、手続を終了する。

### 第 62 条 実体審査

- (1) 適切な方式に関する要件を満たしている出願は、18 月以内に実体審査が行われる。
- (2) 地理的表示の登録を拒絶する理由がある場合は、出願人にその旨が通告される。出願人には拒絶理由が通知され、応答するために 3 月の期間が与えられる。
- (3) 出願人が(2)に定めた期間内に理由を付した反論を提示しなかった場合は、登録を拒絶する決定が行われる。
- (4) 地理的表示が本法の規定を遵守していると認められた場合は、それを登録する決定が行われる。登録は、地理的表示に関する国家登録簿に記入される。出願人は、使用者として登録され、1 月以内にその地理的表示の使用についての証明書の交付を受ける。

### 第 63 条 地理的表示の使用者としての記入

- (1) 出願する権利を有する者は、登録された地理的表示の使用者としての記入を求める出願をすることができる。
- (2) 出願は、次の事項を含んでいなければならない。
  - (i) 記入を求める願書

(ii) 出願人の名称及び宛先

(iii) 地理的表示及びその登録番号

(3) 出願には、関係自治体が発行した書類であつて、出願人が当該地理的場所において生産活動を行っていることを証明するもの、並びに関係中央当局が発行した書類であつて、出願人が生産した商品がその地理的表示に特徴的な、必要な特性及び特異性を有していることを証明するものを添付しなければならない。

(4) 出願には、所定の手数料の納付を証明する書類を添付しなければならない。

(5) 各出願は、(1)、(2)、(3)及び(4)の規定の遵守について審査される。不備がある場合は、出願人には、不備を是正するために3月の期間が与えられる。

(6) 出願人が(5)に定めた期間内に不備を是正しなかった場合は、その手続を終了する。

(7) 使用者としての記入申請が(1)、(2)、(3)及び(4)の要件を満たしている場合は、出願人は地理的表示に関する国家登録簿に使用者として記入され、また、その地理的表示の使用についての証明書の交付を受ける。

#### 第64条 紛争部に対する手続

(1) 紛争部は、次の事項を審理する。

(i) 第62条(3)に基づく登録拒絶決定に対する審判請求

(ii) 第61条(1)及び第63条(6)に基づく手続終了決定に対する審判請求

(iii) (新設一官報2005年第43号、2005年8月21日施行)第52条(ii)、(iii)及び(iv)に基づく無効請求

(2) (改正一官報2005年第43号、2005年8月21日施行)審判請求は、第42条、第43条、第44条及び第44a条に定められているとおりに提出され、審理される。

(3) (新設一官報2005年第43号、2005年8月21日施行)請求は、第42条、第43条、第44条、第44a条及び第46条に定められているとおりに提出され、審理される。

#### 第65条 審判請求及び請求に関する決定(表題改正一官報2005年第43号、2005年8月21日施行)

(1) (改正一官報2005年第43号、2005年8月21日施行)審判請求に根拠がないと認定されたときは、特許庁長官は、登録拒絶の決定を確認する決定をしなければならない。

(2) (改正一官報2005年第43号、2005年8月21日施行)審判請求に十分な根拠があるときは、特許庁長官は、その決定を取り消し、かつ、それに係る出願を再審理のために差し戻すか又は地理的表示を登録する決定をしなければならない。

(3) 登録を拒絶する決定を取り消したときは、特許庁長官は、再審査の上、実体に関する決定をしなければならない。

(4) (新設一官報2005年第43号、2005年8月21日施行)請求に根拠がないときは、特許庁長官はそれを却下する決定をしなければならない。

(5) (新設一官報2005年第43号、2005年8月21日施行)請求に十分な根拠がある場合は、特許庁長官は、登録を無効とする決定をしなければならない。

#### 第66条 期間の延長及び更新

(1) (改正一官報2005年第43号、2005年8月21日施行)第61条(2)、第62条(2)及び第63

条(5)にいう期間は、その満了前に提出された出願人の請求により、1回に限り3月間の延長を受けることができる。延長請求は、所定の手数料を納付したことを証明する書類が添付されていないときは、認められない。

(2) 出願人又は使用者は、予期しない例外的な事情によって、超過が生じた期間についての更新を請求することができる。請求は、期間の超過を生じさせた原因が消滅してから3月以内であって、超過が生じた期間の満了から1年以内にしなければならない。期間を更新する決定は、特許庁長官がしなければならない。

#### **第67条 公報における公告**

特許庁はすべての地理的表示の登録、及び登録についてのその後の変更を特許庁の公報によって公告しなければならない。

#### **第68条 裁判所による再審理**(補充一官報2005年第43号、2005年8月21日施行；改正一官報2006年第30号、2007年3月1日施行)

第65条(1)、(4)及び(5)にいう決定は、その通知後3月以内に、ソフィア行政裁判所に上訴することができる。

## 第 IV 章 国際登録

### 第 69 条 標章の国際登録

- (1) (改正一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行)標章の国際登録とは, マドリッド協定及びその議定書の規定に基づいて世界知的所有権機関の国際事務局(以下「国際事務局」という)が行う登録をいう。
- (2) ブルガリア共和国を指定国とする標章の国際登録は, ブルガリア共和国において直接に出願され, かつ, 登録された場合と同等の効力を有する。登録は, 国際登録の日又は登録に関する領域指定請求の日から効力を生じる。
- (3) (改正一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行)国際登録については, マドリッド協定及びその議定書に指定された期間内において, ブルガリア共和国における保護を拒絶することができる。
- (4) ブルガリア共和国の領域において効力を有する国際登録の所有者であって, 同一の標章に関する先の国内登録を有するものは, 所定の手数料の納付証明を添付し, 国内登録に基づいて取得した全ての権利を留保しつつ, 国際登録を国内登録に代わるものとみなすよう請求することができる。

### 第 70 条 国内標章の国際登録

- (1) (改正一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行)ブルガリア共和国の自然人若しくは法人であって, ブルガリア共和国に恒久的住所若しくは現実の事業を有するものが, 本法に基づいて登録された標章の所有者であるときは, その標章についての国際登録を出願することができる。
- (2) 出願は, 特許庁を通じて国際事務局に対して行うものとする。
- (3) 国際登録手数料は, 出願人が国際事務局に納付しなければならない。

### 第 71 条 原産地名称の国際登録

- (1) 原産地名称の国際登録とは, リスボン協定に基づいて国際事務局が行う登録をいう。
- (2) ブルガリア共和国を指定国とする原産地名称の国際登録は, ブルガリア共和国で直接出願され, かつ, 認められた場合と同様の効力を有する。そのような原産地名称は, その本国で保護されている限り, 一般名称とすることはできない。
- (3) 国際的な原産地名称については, リスボン協定に定める期間内において, ブルガリア共和国における保護を拒絶することができる。

### 第 72 条 ブルガリアの原産地名称の国際登録

- (1) 登録された原産地名称の記録された使用者は, 国際登録の出願をすることができる。
- (2) 出願は, 特許庁を通じて国際事務局に対して行うものとする。
- (3) 出願人は, 国際登録手数料を国際事務局に納付しなければならない。

**第 IVa 章 共同体標章**(新設一官報 2006 年第 73 号, ブルガリア共和国の欧州連合への加入日から施行)

**第 72a 条 共同体標章の登録及び効果**(新設一官報 2006 年第 73 号, ブルガリア共和国の欧州連合への加入日から施行)

(1) 共同体標章とは, 共同体商標に関する理事会規則 40/94/EC(以下「規則」という)に定められた手続及び条件に従って, 欧州共同体商標意匠庁(Office for Harmonization in the Internal Market (Trade Marks and Designs))に登録された標章のことである。

(2) 共同体標章はブルガリア共和国の領域において効力を有するものとし, その所有者は, 本法に基づく権利を享受する。

(3) 第 12 条(2)の適用上, 共同体標章は先の標章とみなす。

(4) ブルガリア共和国特許庁は, 規則の意味における工業所有権中央官庁である。

(5) 特許庁長官は, 欧州共同体商標意匠庁に対して手続をとる工業所有権代理人の登録についての証明書を発行しなければならない, また, 規則の規定に従って, その目的にとって必要なすべての措置もとるものとする。

**第 72b 条 共同体標章出願**(新設一官報 2006 年第 73 号, ブルガリア共和国の欧州連合への加入日から施行)

(1) 共同体標章出願は, 規則第 26 条の要件を満たさなければならない。

(2) 共同体標章出願は, 欧州共同体商標意匠庁に対して直接に又は特許庁を経由して行わなければならない。

(3) 特許庁を経由して行う出願には, 送付手数料の納付を証明する書類を添付しなければならない。

(4) 特許庁は, 受領日を付し, それを出願の受領後 2 週間以内に, 欧州共同体商標意匠庁に送付しなければならない。

**第 72c 条 共同体標章の国内出願への変更**(新設一官報 2006 年第 73 号, ブルガリア共和国の欧州連合への加入日から施行)

(1) 共同体標章に係る出願人又は所有者は, 規則第 108 条から第 110 条までの規定に従い, その共同体標章出願又は共同体標章をブルガリア共和国における国内標章登録出願に変更することができる。

(2) 欧州共同体商標意匠庁が, (1)にいう請求を許可し, かつ, それを特許庁に送付した場合は, 後者は, その請求を本法の規定に従って審理する。ただし, そのためには, 出願人が, 変更通知の受領日から 2 月以内に, 次のものを提出することを条件とする。

(i) その書類のブルガリア語翻訳文

(ii) その標章の表示

(iii) 出願及び審査手数料の納付を証明する書類

(3) (1)にいう出願の出願日は, 共同体標章出願に係る出願日又は該当する場合は優先日とする。

**第 72d 条 共同体標章の保護**(新設—官報 2006 年第 73 号, ブルガリア共和国の欧州連合への加入日から施行)

(1) 共同体標章に係る権利の侵害の場合は, 規則に定められた手続に従って, 民事法上の保護が行われる。

(2) 共同体標章の保護に関連し, ブルガリア共和国において規則に従って訴訟上の請求が提出され, かつ, 措置が要求された場合は, 規則に別段の定めがある場合を除き, ブルガリアの法制を適用する。

(3) (2)にいう訴訟上の請求については, 規則の意味における共同体標章裁判所であるソフィア市裁判所が第 1 審裁判所としての管轄権を有し, ソフィア上訴裁判所が第 2 審裁判所としての管轄権を有する。

**第 72e 条 決定の履行についての補助規定**(新設—官報 2006 年第 73 号, ブルガリア共和国の欧州連合への加入日から施行)

本章によって定められていない問題については, 規則の規定を適用する。

## 第V章 標章及び地理的表示に関する権利の保護

### 第I節 権利侵害

#### 第73条 登録標章の侵害

(1) 登録標章の所有者の同意を得ないで、第13条に定められている標識を業として使用する者は、侵害者とみなす。

(2) 同様に、次の行為も侵害を構成する。

(i) 商品又はサービスについて、貼付け又は包装に、営業書類に又は広告に使用される材料に、登録標章を付すこと。ただし、それらの行為をする者が、その標章が所有者の同意を得ないで付されていることを知っているか、又は知るべき十分な理由を有していることを条件とする。

(ii) 登録標章を複製するために特に意図され若しくは適合させられた手段を製造すること、又はそのような手段を所有し若しくは保管すること。ただし、それらの行為をする者が、その手段が登録標章の所有者の同意を得ないで商品又は(i)に定めた材料を製造するのに役立つことを知っているか、又は知るべき十分な理由を有していることを条件とする。

#### 第74条 登録された地理的表示の侵害

(1) 登録された地理的表示についての第53条(2)に定めた使用は、侵害を構成する。

(2) 登録された地理的表示の、使用者として記録されていない者による使用も、侵害を構成する。

### 第II節 民事法に基づく保護

#### 第75条 訴訟を提起する権利

(1) (改正一官報2006年第73号、2006年10月6日施行)標章所有者及び排他的ライセンスによる使用権者は、侵害訴訟を提起する自律的権利を有する。

(2) (削除一官報2006年第73号、2006年10月6日施行)

(3) 非排他的使用権者は、契約に別段の合意がある場合を除き、標章所有者の同意を得た場合に限り、訴訟を提起することができる。

(4) 登録された地理的表示に係る記録された使用者も、訴訟を提起する権利を有する。

#### 第76条 侵害訴訟

(1) 本法に基づく侵害訴訟は、次の事項を対象とすることができる。

(i) 侵害事実の立証

(ii) 侵害行為の差止

(iii) 損害賠償

(iv) (新設一官報2006年第73号、2006年10月6日施行)侵害製品並びに侵害をするために使用した手段の差押及び廃棄

(2) (改正一2006年第73号、2006年10月6日施行)原告は、(1)に基づく訴訟と共に、裁判所を通じ、次のことも要求することができる。

- (i) (改正一官報 2006 年第 73 号, 2006 年 10 月 6 日施行)原告に, 侵害物品を与えること
- (ii) (新設一官報 2006 年第 73 号, 2006 年 10 月 6 日施行)原告に, 侵害物品の保管及び廃棄に係る費用を返還すること
- (iii) (旧(ii), 改正一官報 2006 年第 73 号, 2006 年 10 月 6 日施行)裁判所決定の実施部分を, 侵害者の費用負担において, 裁判所が定める日刊紙 2 紙に及び全国版テレビ局の放映時間中に発表すること

**第 76a 条 補償の決定**(表題改正一官報 2006 年第 73 号, 2006 年 10 月 6 日施行)(新設一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行;改正一官報 2006 年第 73 号, 2006 年 10 月 6 日施行)

- (1) 侵害の直接的及び近接的結果である, 有形及び無形の被害及び利益喪失のすべてに対して, 補償が行われる。
- (2) 補償額を決定するときは, 裁判所は, 侵害に係るすべての事情とともに, 侵害が侵害者にもたらした利益のすべてを考慮する。
- (3) 裁判所は, 侵害者及び社会の残りの部分に対して抑止及び警告の効果を有する公正な補償を決定しなければならない。

**第 76b 条 補償の特例**(新設一官報 2006 年第 73 号, 2006 年 10 月 6 日施行)

- (1) 訴訟には十分な根拠があるが, 金額について十分な情報がない場合は, 原告は, 次の補償を請求することができる。
  - (i) 500 レヴァから 100,000 レヴァまで。具体的金額は, 第 76a 条(2)及び(3)に従い, 裁判所の裁量によって決定される。又は
  - (ii) 侵害製品を, 合法的に生産された物品であってその侵害製品と同一若しくは類似するものの小売価格で評価した金額と等しいもの
- (2) (1)にいう補償を決定するときは, 侵害がもたらした利益も考慮する。

**第 76c 条 侵害製品の差押**(新設一官報 2006 年第 73 号, 2006 年 10 月 6 日施行)

第 76 条(1)(iv)に基づく侵害製品の差押は, 特定の建物又は商業販売網の何れにある物品についても請求することができる。

**第 76d 条 責任**(新設一官報 2006 年第 73 号, 2006 年 10 月 6 日施行)

法人及び個人事業は, それらの代表者若しくは従業者又はそれらが雇用した者が犯した, 本法に基づく権利侵害に対する民事責任を負わなければならない。そのような場合は, 反証が挙げられるまでは, 罪を負うものとする。

**第 76e 条 請求及び保全手続における証拠の入手**(新設一官報 2006 年第 73 号, 2006 年 10 月 6 日施行)

- (1) 原告がその請求を裏付ける証拠を提出し, 更に, その事件を解決するために重要であるが, 被告の管理下にある他の証拠の存在を敢えて示したときは, 原告は, 裁判所に対し, 被告に当該証拠の提出を義務付けるよう請求することができる。
- (2) 原告からの請求により, かつ, (1)の規定に従うことを条件として, 裁判所は, 被告に対し, その管理下にある銀行, 財務及び商業の書類の閲覧の機会を提供するよう義務付けるこ

とができる。

(3) 原告は、(2)にいう書類に含まれている情報を他に漏らすことができない。

(4) 本法に基づく保護を享受する標章又は地理的表示に関しての個々の又は単一の使用を示す証拠の表示は、(1)及び(2)の規定を適用するために十分な理由とみなされる。

(5) 主張された権利侵害に関連する事情の存在は、本法に基づく保護を享受する標章又は地理的表示についての個々の又は単一の不法使用の証拠を提示することによっても立証することができる。

#### **第 76f 条 侵害事件における、出所及び販売網に関する情報の請求**(新設一官報 2006 年第 73 号, 2006 年 10 月 6 日施行)

(1) 原告は、裁判所が被告又は第三者に対し、その事件を解決するために重要な事情に関する情報の提供を義務付けるよう請求することができる。

(2) (1)の意味における「第三者」とは、次の行為をする者をいう。

(i) 侵害製品を保管すること、又は

(ii) 侵害をもたらすことになるサービスを提供すること、又は

(iii) 侵害しているサービスを使用すること、又は

(iv) (i)から(iii)までにいう者によって、前記の製品又はサービスの作成、生産又は販売への参加者としてその名称が挙げられている者

(3) (1)にいう情報は、その内容を次のとおりとすることができる。

(i) 名称及び宛先であって、生産者、販売者、供給者及び以前にその製品又はサービスを保有していたそれ以外の者、並びに卸売又は小売の販売者と推定される者に関するもの

(ii) 生産、引渡、受領又は注文された数量、及びその製品又はサービスから生じた売上げに関する情報

(4) (1)の規定は、それが他の法律に基づく規定に違反するようになる場合は、適用しない。

(5) (1)及び(3)の規定は、直接的又は間接的な経済的又は営業的利益を得るために行われた行為に限定して適用する。

#### **第 76g 条 仮の救済**(表題改正 - 官報 2007 年第 59 号, 2008 年 3 月 1 日施行)(新設一官報 2006 年第 73 号, 2006 年 10 月 6 日施行)

(1) (改正一官報 2007 年第 59 号, 2008 年 3 月 1 日施行)標章権又は登録された地理的表示に係る権利が侵害されている場合、又はそのような侵害が生じる若しくはいくつかの証拠が喪失、破棄若しくは削除されると考えられる十分な理由がある場合は、当該権利の所有者又は排他的ライセンスによる使用権者は、他方当事者に通知することなく、裁判所に対し、次の仮の救済の何れかを許可するよう請求することができる。

(i) 申立によれば、標章又は地理的表示の非合法使用を構成するか又は構成することになる行為の遂行を禁止すること

(ii) 登録された標章又は地理的表示が非合法に付されていると申し立てられている商品、及び侵害の証明にとって重要な他の証拠があるときはその証拠を、差し押さえること

(iii) 第 73 条(2)にいう材料又は手段を差し押さえること

(iv) 申立によれば、侵害が行われているか又は行われることになる建物を封鎖すること

(2) (改正一官報 2007 年第 59 号, 2008 年 3 月 1 日施行)仮の救済は、本法に別段の定めがあ

る場合を除き、民事訴訟法典第 389 条から第 403 条まで(第 398 条の第 1 文を除く)に従って許可、賦課又は破棄される。

(3) (改正一官報 2007 年第 59 号, 2008 年 3 月 1 日施行)「行為遂行の禁止」という仮の救済は、それに関する裁判所の通知によって賦課される。

(4) (改正一官報 2007 年第 59 号, 2008 年 3 月 1 日施行) (1) (ii), (iii) 及び (iv) にいう仮の救済は、公的又は私的執行人によって賦課されるものとし、当該執行人は、同人が原告から請求を受領した日の翌日から 3 日以内に、救済許可通知書を引き渡すと共に、その措置をとる。将来の侵害を防止するための仮の救済は、その目的に沿った期間内に賦課される。没収した財産は、荷札を付し、保管のために原告に寄託されるものとし、原告は、それを証拠手段としてのみ、使用することができる。

(5) (改正一官報 2007 年第 59 号, 2008 年 3 月 1 日施行) 原告又はその代理人は、仮の救済を賦課する過程において、それに立ち会い又は援助を提供する権利を有する。

(6) (改正一官報 2007 年第 59 号, 2008 年 3 月 1 日施行) (1) (i) にいう仮の救済は、第三者であって、申し立てられている非合法使用を構成し又は構成することになる行為の遂行を援助すると考えられる十分な理由があるものに対しても、賦課することができる。

(7) 当該権利の所有者又は排他的ライセンスによる使用权者は、(1) にいう救済を賦課する過程で又はそれに関連して同人が知ることになった情報を外に漏らしてはならない。

#### **第 77 条 管轄権**(改正一官報 2006 年第 30 号, 2007 年 3 月 1 日施行)

本法に基づくすべての訴訟は、ソフィア市裁判所の管轄権に属する。

### **第 III 節 国境規制**

#### **第 78 条 適用の理由及び範囲**

(1) (改正一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行; 改正一官報 2006 年第 73 号, 施行 2006 年 10 月 6 日) 標章権の所有者又は排他的ライセンスによる使用权者は、ブルガリア共和国の国境まで輸送された商品であって、本法によって保護される権利を侵害していると考えられる十分な理由があるものを、税関職員が留置するよう請求することができる。

(2) (改正一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行) (1) にいう措置は、次のものには適用しない。

(i) (削除一官報 2006 年第 73 号, 2006 年 10 月 6 日施行)

(ii) (削除一官報 2006 年第 73 号, 2006 年 10 月 6 日施行)

(iii) (改正一官報 2006 年第 73 号, 2006 年 10 月 6 日施行) 旅行者の手荷物の一部として搬入された非営業用商品。ただし、免税輸入又は免税輸出として定められている数量であることを条件とする。

(iv) 生鮮商品

(3) (改正一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行) 税関職員は、留置請求人の商標と同一又は類似の商標が付されていない商品を留置してはならない。

(4) (削除一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行)

(5) (改正一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行) (1) 及び (2) の規定は、登録された地理的表示又はその模倣品が違法に付されている商品の留置についても適用する。登録され

た使用者は、留置請求をすることができる。

(6) (新設一官報 2006 年第 73 号, 2006 年 10 月 6 日施行)本条の規定は、税関申告された製品にも適用するものとし、税関当局がそれに関して何らかの措置を執っていたか否かに拘らない。

**第 79 条 国境規制の適用条件**(表題改正一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行)(改正一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行)

(1) 国境規制は、標章所有者又は地理的表示の登録使用者からの請求書面によるほか、税関職員の発意により、適用される。標章所有者又は地理的表示の使用人の居所又は本拠が外国にある場合は、同人は、ブルガリア共和国領域内にある送達宛先を届け出なければならない。

(2) (1)にいう留置請求書は、それに係る物品についての詳細な説明を含んでいなければならない。当該請求書には、標章又は地理的表示に係る登録証の写しのほか、その登録が有効であることを証明する書類が添付されていなければならない。その何れも特許庁が発行したものでなければならない。

(3) 税関職員は、請求書の審理及び国境規制の適用について、閣僚会議によって定められた手数料を徴収しなければならない。

(4) (改正一官報 2006 年第 73 号, 2006 年 10 月 6 日施行)第 78 条(1)に基づく事情が確認されたときは、税関職員は、それに係る商品を留置しなければならない。留置は、管轄の税関当局が発行した税関書類によって執行される。当該当局は、直ちに、請求人、荷受人及び荷送人に留置について通知しなければならない。それらの者は、留置された物品を検査し、それに関する情報を取得する権利を有する。

(5) (改正一官報 2006 年第 73 号, 2006 年 10 月 6 日施行)請求人が、(4)にいう留置についての通知を受けてから 10 就業日以内に、該当する裁判所に対して請求人がその具体的事項に関する紛争についての判決を求めて手続を開始したこと又は保全が許可されたことの証明を提出しなかったときは、税関職員は、すべての通関要件が満たされていることを条件として、留置商品を引き渡さなければならない。留置請求人は、理由を付した申請書を提出し、留置期間について 10 就業日の延長を求めることができる。

(6) (新設一官報 2006 年第 73 号, 2006 年 10 月 6 日施行)(5)に基づく手続の提起を受けた所轄当局は、利害関係人からの上訴に対する応答として、留置措置を確認すべきか、変更すべきか又は取り消すべきか否かについての判決を出さなければならない。

(7) (新設一官報 2006 年第 73 号, 2006 年 10 月 6 日施行)留置請求を承認しない旨の税関職員による拒絶に対しては、行政訴訟法典の規定に従ってソフィア市裁判所に上訴することができる。

(8) (新設一官報 2006 年第 73 号, 2006 年 10 月 6 日施行)税関職員は、規制を行使するときに、留置を請求された物品を特定できなかったこと、また誠実に行った留置行為に対しては責任を問われない。

**第 79a 条 税関当局の発意による行為**(新設一官報 2006 年第 73 号, 2006 年 10 月 6 日施行)

(1) 税関職員はその発意により、又は他の国家機関からの請求により、本法に基づいて保護される権利を侵害していると考えらるべき十分な理由のある商品を留置することができる。

(2) (1)に基づく場合においては、税関職員は、直ちに、第 79 条(1)にいう者並びに製品の荷

受人及び荷送人に通知し、それらの者に留置物品を検査する機会を与えなければならない。税関職員は、権利所有者に対し、審査遂行のための情報を要求することができる。

(3) (1)にいう決定に対しては、行政訴訟法典の規定に従ってソフィア市裁判所に上訴することができる。

(4) 留置の日から 10 就業日以内に、裁判所に対し、その具体的事項に関する紛争についての判決を求める手続が開始されていないか、又は裁判所によって保全が許可されていない場合は、税関職員は、すべての通関要件が満たされていることを条件として、留置商品を引き渡さなければならない。

(5) 税関職員は、誠実に行った留置行為に対しては責任を問われない。

## 第 80 条 追加規定

本節を適用するための手続及び方法は、閣僚会議の法令によって定める。

### 第 80a 条 理事会規則 1383/2003/EC の適用(新設—官報 2006 年第 73 号、ブルガリア共和国の欧州連合への加入日から施行)

本節の規定は、本法に基づいて保護される権利を侵害すると認定された商品に対する税関職員の行動に関する理事会規則 1383/2003/EC と矛盾しない範囲に限り適用する。

## 第 IV 節

### 第 81 条 行政犯罪及び処罰(表題改正—官報 2005 年第 43 号、2005 年 8 月 21 日施行)(改正—官報 2005 年第 43 号、2005 年 8 月 21 日施行)

(1) (改正—官報 2006 年第 73 号、2006 年 10 月 6 日施行)登録標章の所有者の同意を得ないで、登録標章と同一又は類似の標識を付した商品を第 13 条の意味において業として使用した者に対しては、500 レヴァから 1,500 レヴァまでの罰金が科せられるものとし、個人事業又は法人に対して、1,000 レヴァから 3,000 レヴァまでの財産刑が科せられる。

(2) (1)にいう侵害が再犯である場合は、科せられる罰金は 1,500 レヴァから 3,000 レヴァまでとし、個人事業又は法人に科せられる財産刑は 3,000 レヴァから 5,000 レヴァまでとする。

(3) 侵害者に対する処罰規定が実施されてから 1 年以内に、同一種類の侵害が実行された場合は、その侵害は再犯とする。

(4) (削除—官報 2006 年第 73 号、2006 年 10 月 26 日施行)

(5) (1)にいう商品は、その所有者が何人であれ、差し押さえられ、その後廃棄されるものとし、それに係る標章の所有者又はその委任を受けた者は、廃棄の過程に立ち会うことが許可される。

(6) (削除—官報 2006 年第 73 号、2006 年 10 月 6 日施行)

### 第 82 条 侵害の立証(新設—官報 2005 年第 43 号、2005 年 8 月 21 日施行)

(1) 侵害は、特許庁長官が指名した職員が、内務省と共同して行った検査の後に作成する侵害陳述書によって立証される。

(2) 既に開始されている第 25 条又は第 26 条に基づく手続の場合は、検査は行われぬものとし、また、行政罰手続は開始されない。

**第 83 条 職員の権限**(新設一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行)

(1) 第 82 条(1)にいう職員は、次の事項を行う権利を有する。

(i) 検査対象用地への立ち入りを要求すること

(ii) 検査に関連するすべての必要書類を要求すること、及び鑑定人の意見を求めるために見本を採取すること

(2) 前記の職員は、次の事項を行う義務を負う。

(i) 侵害陳述書に、検査結果に関する正確かつ包括的な報告を組み入れること

(ii) 検査に関連してその職員が知ることになった業務、生産及び取引上の秘密を守ること

(iii) 検査情報のすべてを秘密にしておくこと

(iv) 検査情報は、侵害手続の目的に限って使用すること

**第 84 条 援助義務**(新設一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行)

第 82 条に基づく検査が行われる場所にいる者は、次の事項を行う義務を負うものとする。

(i) 検査を受ける取引施設、倉庫、生産基地及び建物に妨害されずに立ち入れるようにすること

(ii) 検査に関連する職員によって要求される書類及び証拠を提供すること

(iii) 預けられた物品を保管すること

(iv) 検査に関連する職員に対して援助を提供すること

**第 85 条 行政制裁を科すること**(新設一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行)

刑罰上の強制命令は、特許庁長官によって、又は同長官が委任した者によって発出される。

**第 86 条 行政制裁の執行**(新設一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行)

(1) 罰金又は財産上の制裁の自発的履行は、刑罰としての強制命令が効力を生じてから 7 日以内に、その命令を課せられた者によって行われなければならない。また、それぞれの金額は、特許庁の出納室において納付されるか、又は特許庁の口座に送金される。

(2) (改正一官報 2005 年第 105 号, 2006 年 1 月 1 日施行)(1)にいう期間が満了したとき、罰金又は財産上の制裁の租税手続法典に従った強制執行のために、刑罰上の強制命令の写しが政府の徴収機関に送付されなければならない。

(3) 差し押さえられた商品は、刑罰上の強制命令又は裁判所の決定が効力を生じたときに、廃棄のために内務省に引き渡される。

**第 87 条 地理的表示の侵害に対する行政罰責任**(新設一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行)

本節の規定は、登録された地理的表示又はその模倣の不法使用の事件に対しても適用する。

**第 88 条 行政犯罪及び処罰に関する法律の適用**(新設一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行)

本節に別段の定めがあるときを除き、「行政犯罪及び処罰に関する法律」の規定に従い、権利侵害は立証され、また、刑罰上の強制命令は発出され、上訴され、また履行される。

## 追加規定

### § 1

本法の適用上、用語の意味を次のとおりとする。

- (1) 「者」とは、自然人又は法人をいう。
- (2) 「国内工業所有権代理人」とは、特許法第 3 条の意味での代理人をいう。
- (3) (改正一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行 ; 改正一 2006 年第 73 号, 2006 年 10 月 6 日施行) 「周知標章」とは、パリ条約第 6 条の 2 の意味での標章をいう。
- (4) 「パリ条約」とは、1883 年 3 月 20 日に締結された工業所有権の保護に関するパリ条約であって、その後改正及び修正されたものをいう。
- (5) 「公式の又は公認の博覧会」とは、パリ条約の締約国において組織された国際博覧会に関する 1928 年 11 月 22 日の条約の意味での公式の又は公認の博覧会をいう。
- (6) 「国際分類」とは、1957 年 6 月 15 日のニース協定によって定められた標章登録のための商品及びサービスの国際分類であって、その後改正及び修正されたものをいう。
- (7) (新設一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行) 「マドリッド協定」とは、1891 年 4 月 14 日に締結された、標章の国際登録に関するマドリッド協定であって、その後改正及び修正され、1984 年 12 月 3 日に命令第 4312 号により批准されたものをいう。
- (7a) (新設一官報 2005 年第 43 号, 2005 年 8 月 21 日施行) 「議定書」とは、1989 年 6 月 27 日にマドリッドにおいて締結された、標章の国際登録に関するマドリッド協定に関する議定書であって、2001 年 3 月 28 日に第 38 回国民議会の法律によって批准されたものをいう。
- (8) 「リスボン協定」とは、1958 年 10 月 31 日の原産地名称の保護及び国際登録に関するリスボン協定であって、その後改正及び修正され、1975 年 3 月 11 日に命令第 523 号によって批准されたものをいう。
- (9) 「標章の模倣」とは、登録標章と実質的な相違がない標識をいう。
- (10) 「地理的表示の模倣」とは、登録された表示と実質的な相違がない表示をいう。
- (11) 「地理的表示の不当な使用」とは、その表示の違法使用をいう。
- (12) (新設一官報 2006 年第 73 号, 2006 年 10 月 6 日施行) 「商品の輸入又は輸出」とは、登録標章若しくは登録された地理的表示と同一又は類似の標識が付されている商品又はその模倣をブルガリア共和国の国境を越えて実際に輸送することをいい、税関当局がその商品の取扱いに関与していたか否かを問わない。

### § 1a(新設一官報 2006 年第 73 号, 2006 年 10 月 6 日施行)

本法の規定であって、欧州連合加盟国に適用するものは、欧州経済地域の他の国に対しても適用する。

## 経過規定及び最終規定

### § 2

(1) 本法は、標章及び原産地名称の登録出願であって、本法が施行される時点において未だ登録、拒絶又は無効について決定を待っているものにも適用する。

(2) 商標及び意匠に関する法律第 17 条に基づく出願であって、本法の施行日前に行われたものは、それまでに有効であった規定に基づいて取り扱われる。

(3) 商標及び意匠に関する法律第 9 条に基づく権利は、関係人からの請求により、本法の施行から 1 年以内に発動することができる。

### § 3

商標及び意匠に関する法律に基づいて登録された原産地名称は、本法の施行から 2 年以内に本法に基づいて再登録しなければならない。

### § 4

本法は、商標及び意匠に関する法律(公告—官報 1967 年第 95 号:改正—1975 年第 55 号, 1986 年第 56 号及び 1993 年第 27 号)第 I 節, 第 III 節, 第 IV 節及び第 V 節に優先する。

### § 5

商法(公告—官報 1991 年第 48 号;改正 1992 年第 25 号, 1993 年第 61 号, 103 号, 1994 年第 63 号, 1995 年第 63 号, 1996 年第 42 号, 第 59 号, 第 83 号, 第 86 号, 第 104 号, 1997 年第 58 号, 第 100 号, 第 124 号, 1998 年第 52 号, 第 70 号, 1999 年第 33 号, 第 42 号, 第 64 号)に関し、次の変更を行う。

(1) 第 587 条(1)に関し、「取引」を削除し、また、「標章」の後に「集積回路の回路配置」を追加する。

(2) 第 588 条を削除する。

(3) 表題並びに第 594 条(1)及び(2)に関し、「商標」の語を「標章」に替える。

### § 6

刑法典(公告—官報 1968 年第 26 号, 修正(rev.)—1968 年第 29 号;改正(amend)—1969 年第 92 号, 1973 年第 26 号, 第 27 号, 1974 年第 89 号, 1975 年第 95 号, 1977 年第 3 号, 1978 年第 54 号, 1979 年第 89 号, 1982 年第 28 号;修正—1982 年第 31 号;改正—1984 年第 44 号, 1985 年第 41 号, 第 79 号;修正—1985 年第 80 号;改正—1986 年第 89 号;修正—1986 年第 90 号;改正—1989 年第 37 号, 第 91 号, 第 99 号, 1990 年第 10 号, 第 31 号, 第 81 号, 1991 年第 1 号, 第 86 号;修正—1991 年第 90 号;改正—1991 年第 105 号, 1992 年第 54 号, 1993 年第 10 号, 1995 年第 50 号, 1995 年第 97 号—憲法裁判所決定 1995 年第 19 号;改正—1995 年第 102 号, 1996 年第 107 号, 1997 年第 62 号, 第 85 号;1997 年第 120 号—憲法裁判所決定 1997 年第 19 号;改正—1998 年第 83 号, 第 85 号, 第 132 号, 第 133 号, 第 153 号, 1999 年第 7 号, 第 51 号)に関しては、第 227 条を次のように読み替える。

「第 227 条 標章, 意匠又は集積回路の回路配置をそれらの所有者の同意を得ないで使用した者は, 3 年の拘禁に処せられるか, 又は 5,000 レヴァ以下の罰金が科せられる。」

## § 7

新しい植物品種及び動物品種の保護に関する法律(公告－官報 1996 年第 84 号；修正 1998 年第 27 号)第 12 条(3)に関しては、「商標，原産地名称」の表現を、「標章，地理的表示」に替える。

## § 8

競争の保護に関する法律(公告－官報 1998 年第 52 号；1998 第 112 号－憲法裁判所決定 1998 年第 22 号)第 33 条(2)に関しては、「商標」を「標章」に替える。

## § 9

ラジオ・テレビジョン法(公告－官報 1998 年第 138 号；1999 年第 60 号－憲法裁判所決定 1999 年第 10 号) § 1 第 12 号(1)に関しては、「商標」を「標章」に替える。

## § 10

会計法(公告－官報 1991 年第 4 号；改正－1992 年第 26 号，1993 年第 55 号，1996 年第 21 号，第 33 号，第 59 号，1997 年第 52 号，1998 年第 21 号，1999 年第 57 号)第 19 条(2)(ii)に関しては、「会社及び商標」を「標章」に替える。

## § 11

体育及びスポーツに関する法律(公告－官報 1996 年第 58 号；1997 年第 53 号－憲法裁判所決定 1997 年第 8 号；修正－1998 年第 124 号，1999 年第 51) § 1 第 18 号に関しては、「商標」を「標章」に替える。

## § 12

国税法(公告－イズベスチア 1951 年第 104 号；改正－1959 年第 89 号，1960 年第 21 号；官報 1973 年第 53 号，1974 年第 87 号，1975 年第 21 号，1990 年第 21 号，1991 年第 55 号，1992 年第 100 号，1995 年第 69 号，第 87 号，1996 年第 37 号，第 100 号，第 104 号，1997 年第 82 号，第 86 号，1998 年第 133 号)第 4 条(1)は，次のとおり改正する。

「(1) 発明及び実用新案に対する特許権の付与，新しい植物品種及び動物品種に対する証明書の発行，標章及び意匠の登録，更新，譲渡等，地理的表示及び集積回路の回路配置の登録等」

## § 13

法人所得税法(公告－官報 1997 年第 115 号；修正－1998 年第 19 号；改正－1998 年第 21 号，第 153 号，1999 年第 12 号，第 50 号，第 51 号) § 1 第 8 号に関しては、「商標」を「標章」に替える。

## § 14

協同組合法(公告－官報 1991 年第 63 号；改正 - 官報 1992 年第 34 号，第 55 号，1994 年第 63 号，1996 年第 59 号，第 103 号，1997 年第 52 号，1998 年第 52 号)第 31 条(1)に関しては、「商標」を「標章」に替える。

**§ 15**

閣僚会議は、標章及び地理的表示についての登録出願の提出、作成及び審査、並びに国境規制の執行に係る手続及び方法、及び第 4 条にいう手数料の料率に関する指示を採択する。

**§ 16**

本法は、官報におけるその公告の 3 月後から施行する。

**§ 17**

本法の施行は、特許庁長官が担当する。

.....

本法は、1999 年 9 月 1 日、第 38 回国民議会において可決され、国民議会の公式印章が付された。

標章及び地理的表示に関する法律の改正に関する法律の経過規定及び最終規定(公告一官報  
2005年第43号, 2005年8月21日施行)

**§ 43**

本法の施行時までには方式審査が行われていない標章登録出願は, 第36a条に従って公告する。

**§ 44**

本法の施行日前に提出された登録に関する取消請求は, 本法に従って処理する。

**§ 45**

農林大臣は, 生産者団体が農業製品及び食品に関して, 保護されている地理的表示に係る欧州登録簿への記入のために記録を農林大臣に提出することに関する, 及び農業製品及び食品と保護されている地理的表示との対応を規制することに関する, 条件及び方法を指定する規則を発行する。

**§ 46**

本法は, 官報におけるその公告日の3月後から施行する。

観光事業法の経過規定及び最終規定(公告一官報 2005 年第 94 号, 2005 年 11 月 25 日施行)

**§ 88**

本法は, 官報におけるその公告日から施行する。

租税手続法典の経過規定及び最終規定(公告一官報 2005 年第 105 号, 2006 年 1 月 1 日施行)

**§ 88**

本法典は, 2006 年 1 月 1 日から施行する。ただし, 第 179 条(3), 第 183 条(9), 経過規定及び最終規定の § 10 第 1 号(e)及び第 4 号(c), § 11 第 1 号(b), § 14 第 12 号は, 本法典が官報に公告された日から施行する。

行政手続法典の経過規定及び最終規定(公告—官報 2006 年第 30 号, 2006 年 7 月 12 日施行)

**§ 76**

標章及び地理的表示に関する法律(公告—官報 1999 年第 81 号;改正—1999 年第 82 号;改正—2005 年第 28 号, 第 43 号, 第 94 号及び第 105 号)について次の改正をする。

4. 「行政手続法」の文言を「行政手続法典」に替える。

**§ 142**

本法典は、次のものを除き、官報におけるその公告の 3 月後から施行する。

1. 第 3 編(タイトル), § 2 第 1 号, 第 2 号—第 III 章の削除に関するもの, 第 II 節「裁判所上訴」, § 9 第 1 号及び第 2 号, § 11 第 1 号及び第 2 号, § 15, § 44 第 1 号及び第 2 号, § 51 第 1 号, § 53 第 1 号, § 61 第 1 号, § 66 第 3 号, § 76 第 1 号から第 3 号まで, § 78, § 79, § 83 第 1 号, § 84 第 1 号及び第 2 号, § 89 第 1 号から第 4 号まで, § 101 第 1 号, § 102 第 1 号, § 107, § 117 第 1 号及び第 2 号, § 125, § 128 第 1 号及び第 2 号, § 132 第 2 号, 及び § 136 第 1 号, 並びに § 34, § 35 第 2 号, § 43 第 2 号, § 62 第 1 号, § 66 第 2 号及び第 4 号, § 97 第 2 号, 及び § 125 第 1 号—「地方」という語の「行政」という語による代替及び「ソフィア市裁判所」の「ソフィア行政裁判所」による代替に関するもの。それらは、2007 年 3 月 1 日から施行する。
2. 第 120 パラグラフは、2007 年 1 月 1 日から施行する。
3. 第 3 パラグラフは行政手続法典の官報における公告日から施行する。

標章及び地理的表示に関する法律の改正に係る法律の経過規定及び最終規定(公告一官報  
2006年第73号, 2006年10月6日施行)

**§ 26**(ブルガリア共和国の欧州連合への加盟日から施行)

(1) 共同体標章であって、ブルガリア共和国の欧州連合への加盟日に効力を有しているもの、並びに共同体標章出願であって、前記の日前に出願されたものは、前記の日にブルガリア共和国の領域において効力を生じる。

(2) 加盟日前に出願された共同体標章の登録は、規則第7条(1)の意味における絶対的拒絶理由を基にして拒絶することはできないものとするが、ただし、その理由の適用が前記の加盟の事実のみを理由としていることを条件とする。

(3) 加盟日前6月以内に行われた共同体標章出願の登録に対しては、規則第42条に基づく異議申立をすることができるが、ただし、規則第8条の意味における先の標章又は先の権利が加盟日前にブルガリア共和国において存在していた場合に限るものとし、かつ、それらが善意で獲得されていたことを条件とする。

(4) 次の事情がある場合は、共同体標章を無効とすることができない。

1. 規則第51条の意味におけるその理由が、ブルガリア共和国の加盟の事実によってのみ生じていること、又は

2. 規則第52条(1)の意味における先の国内権がブルガリア共和国において、その加盟日前に登録、出願又は取得されていること

(5) 規則第106条及び第107条の条件に基づく共同体標章の使用は、第72d条(3)に基づき裁判所に上訴することによって、禁止することができる。ただし、先の標章が加盟日前に登録又は登録出願がされていたか、加盟日前にそれに関する先の権利が取得されていたことを条件とする。

**§ 28**

本法は、官報におけるその公告日の1月後から施行する。ただし、§7、§12、§21及び§26は、ブルガリア共和国の欧州連合への加盟日から施行するものとし、また、§17は2006年7月13日から施行する。

共通組織化の欧州連合の農業製品市場への適用に係る法律の経過規定及び最終規定(公告—  
官報 2006 年第 96 号, 2007 年 1 月 1 日施行)

**§ 12**

本法は, 2007 年 1 月 1 日から施行する。ただし, § 7 は, 官報におけるその公告日から施行する。

民事訴訟法典の経過規定及び最終規定(公告一官報 2006 年第 96 号, 2007 年 1 月 1 日施行)

§ 61

本法典は、2008 年 3 月 1 日に効力を生じる。ただし、官報における本法典の公布から 3 日後に効力を生じる次のものを除く。

1. 第 7 部「欧州連合法の運用に基づく民事訴訟に関する特別規則」
2. 段落 2(4)
3. 第 32「A」章「外国裁判所及び外国機関の決定の履行の承認及び容認に係る特別規則」の第 307a 条から第 307e 条までによる差替, 並びに第 7 部「子供の返還又は人的関係の権利の行使に係る訴訟」の第 502 条から第 507 条までによる差替に関する段落 3
4. 段落 4(2)
5. 段落 24
6. 段落 60

## 欧州法律の関係法

知的所有権の施行に関する 2004 年 4 月 20 日の欧州議会及び理事会指令 2004/48/EC  
商標に関する加盟国の法律を近似させるための 1988 年 12 月 21 日の第 1 回理事会指令  
偽造品及び海賊品の自由流通，輸出，再輸出又は非徴収手続への供出の防止手段を定める  
1994 年 12 月 22 日の理事会規則(EC)3295/94

欧州経済共同体のための研究計画に関する情報の普及に係る規定を採択した 1974 年 9 月 17  
日の理事会規則(EEC)2380/74

共同体商標に関する 1993 年 12 月 20 日の理事会規則(EC)40/94

一定の知的所有権を侵害した容疑がある行為に対する税関の処分及び当該権利を侵害したと  
判明した商品に対して取るべき措置に関する 2003 年 7 月 22 日の理事会規則(EC)1383/2003